

安芸高田市
平成16年度予算審査特別委員会

会議録

平成16年6月30日～7月13日

広島県安芸高田市議会

1. 議事日程（第1日目）

（平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成16年6月30日
午前10時開議
於本庁3階旧議場

開 会
議 題

- (1) 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- (6) 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計予算
- (7) 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (8) 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (9) 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計予算
- (10) 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (11) 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (12) 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	天 清 斐 雄	委員	泉 正 智 代
委員	井 上 正 文	委員	今 村 義 照
委員	浮 田 洋 吾	委員	加 藤 英 伸
委員	熊 高 昌 三	委員	桑 岡 達 夫
委員	新 出 達 夫	委員	竹 田 誠 莊
委員	玉 川 祐 光	委員	名 川 律 夫
委員	鳴 石 勸	委員	藤 井 昌 之
委員	松 浦 利 貞	委員	松 川 秀 巳
委員	山 崎 宅 将	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(22名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
参事	小野豊	収入役	藤川幸典
教育長	佐藤勝	教育参事	沖野清治
総務部長	新川文雄	産業振興部長	清水盤
自治振興部長	田丸孝二	福祉保健部長	福田美恵子
建設部長	金岡英雄	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	市民生活課長	佐々木亮
税務課長	山本数博	人権推進課長	毛利宣生
財政課長	垣野内壮	総務課長	高杉和義

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○松浦委員長 時間が参りましたので、開会させていただくわけですが、その前に委員長といたしまして、一言皆さん方にお礼を申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、過ぐる日、議会運営委員会で討議され、予算特別委員会は本日1日ということになっております。また後、報告はございますが、審議過程におきまして大変時間がないということも含みながら、ひとつ、今日の予算審議につきましては、大体大まかなところを審議いただき、質疑いただき、そして後、小委員会に付託し審議をさせていただくというような日程になっておりますので、その点をひとつよろしくご理解いただきたいというように思います。

それではただ今から開会させていただきます。

○松浦委員長 ただ今の出席委員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本予算審査特別委員会の審査日程は、お手許に配布してありますとおり、本会議において付託されました議案12件について、本日一括して概要審査をした後、常任委員会で構成する小委員会へ分割して審査委託をし、7月13日、改めて本委員会としてまとめたの審査をいたします。

本日の審査日程は、お手元に配布したとおりであります。

これより、本予算審査特別委員会に付託されました議案第37号から議案第48号までの12件についての審査を行います。

予算審査特別委員会の初日でございますので、冒頭に市長からご挨拶を受けたいと思います。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 本日は、予算審査特別委員会に全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日1日、審査をいただきますようによりしくお願いをいたしまして、市長としてのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松浦委員長 それでは議案の審査に入ります。

まず、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件を議題といたします。

総務部長から概要の要点の説明を求めます。

○新川総務部長 委員長。

○松浦委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 それでは総務部所管におきます平成16年度におきます歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

初日の提案させていただきました時に、皆様方のお手元の方にこうした歳出資料という資料を配付させていただいたわけですが、これを一読願いたいと思います。

細かい内容につきましては、各部におきまして、その予算の概要につきまして説明をさせていただくわけですが、本予算につきましては旧6町、いろいろな予算編成のですね、かたちの中で、様式、また予算書のあり方、あったらと思うとりますけども、今回安芸高田市の予算書といたしましては、基本的に事業別予算の編成に基づきまして、この予算書等の作成をさせていただきとるところでございます。そういう状況の中で、旧町村の中でもですね、節のところに、例えば道路の路線とかですね、そういうところがあったらと思うんですが、これは議会に対する予算としての議決要件といういろんな角度から考えさせていただいてですね、資料としては提出をさせて、各部によってはですね、いろんな角度で説明をさせていただきたいと思いますが、基本的には事業別予算というかたちの中で、本議会の方の皆さんの方にご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この予算の中で、資料でありますけども、1ページにおきましてはまず全体的な特別会計を含む予算。特別会計は10ございますけども、そういう概要を計画をさせていただきとります。

それと、2ページからは一般会計に伴います歳入歳出の項目でございます。この2ページの歳入歳出を見ていただきますとわかりますように、今回の対比につきましては新年度の予算の前年度対比は3月1日から31日までの1ヵ月間ということで、対比してもですね、そういう状況はございませんので、今回は旧6町のですね、前年度の予算をもちまして対比というかたちの中に代えさせていただきとります。

右端を見ていただきたいわけですが、高田郡の総合計15年度当初がですね、240億7,000万という予算でございます。そういう状況の中で、平成14年度の当初が217億9,000万。平成15年度と14年度の対比をさせていただきますと22億8,000万ばかりの増減で、10.5%という数字をみさせていただきますと、このことはですね、今現在15年度の決算のかたちの中で分析をさせていただきとりますけど、非常に公債費と建設事業費の増額が突出しております。その状況もですね、合併前におかれての旧町村のそうした事業のですね、成果というものが出てきてるのではなかろうかというように思っております。そういう状況の中で財源内訳を見ますと、基金の取り崩しと公債費というかたちの中でですね、非常に各町ともそうした状況の中で、経常的な経費、義務的な経費と言いますか、そういう状況の中で数字がですね、非常に多額を要しておることが現時点での分析等で明らかになっような状況でございます。

次に3ページを見ていただきたいわけですが、3ページにつきましては各議会費から予備費までございます旧町の6町の対比させていただいたものでございます。

4ページにつきましては節を明示をさせていただいて、1番の報酬、また29の予備費、各款における節の内容をですね、そこに附記をさして性質別にこれを整理をさせていただきとるところでございます。

それと次の5ページにつきましては、一般会計と特別会計、公営企業法の水道事業会計を除いておりますけども、そういう10の特別会計のものを整理させていただくとどこでございます。

次に6ページでございますが、6ページにつきましては一般会計の歳出予算の財源内訳ということで、歳出の予算に対応します特定財源と一般財源の充当を、ここに明示をさせていただいております。

7ページでございますが、このことの項目がですね、目的別に事業の抜粋をさせていただいておりますが、事業別予算という状況の中でですね、予算の編成をさせていただくとどこでございます。

本日は、各部ともですね、こうした事業別に基づきます予算の説明をさせていただきますので、款項目を元にですね、概略の事業を説明をさせていただきたいと思っております。

8ページのこれは主たるものの抜粋でございます。

それと一番最後が円グラフが付けて一枚物はですね、円グラフを以前配布させていただいておりますが、基本的に義務的経費が大体42.7%でございます。本年度の予算で、257億7,400万円の予算の中で義務的経費が42.7%。その中で人件費が18.5%、扶助費が5.9%、公債費が18.3%ということで、非常に義務的経費の数字がですね、上がってきている状況。投資的経費が12.1%、その他の項目ということで物件費補助金、積立等が繰出金、それが45.2%という状況の数字をみさせていただいております。

そういう義務的経費の高騰ということの中身をちょっと整理をさせていただきますと、平成14年度の決算の状況を見させていただきますと、高田郡の総合的な経常収支比率が90.4%。ある旧町村ではですね、98%が一番高い町村もございます。大体低い町村で85%という状況でですね、非常に旧町村の状況の中の財政状況を見させていただいてもですね、非常に悪化状態というような状態の町村もございます。それと公債費につきましては、高田郡の合計といたしまして、6町併せますと平均的に16.7%だという状況の中でございます。

こういう状況の中で、当然旧町におかれてのそういった義務的経費を債務を引き継いでおりますので、そういう債務的な義務的経費の状況というのは出てきるというように思っております。

基本的に旧町の地方債の残高におきましても、一般会計で申しますと357億という数字が計上されております。この起債残高をですね、やはり旧市民の一人当たりの単価にさせていただきますと、非常に多額の町村と少ない町村がございますけど、特別会計を併せますと大体平均的には、一番少ない町村におかれてはですね、平均の1人あたりが80万円の起債残高。大きい町村におかれては210万。大体100万から200万までの数字のところですね、大体起債残高を見込まれております。このことは合併前までにあらゆる地方債の発行をされてですね、後年度に財政の圧迫にはなっておりますけども、逆に考えてみればそれだけの地方債の残高があるということですね、まちの基盤整備とか、ある程度社会資

本整備がですね、それぞれ良くなっておるのではなからうかというように思っております。起債残高だけでもって整理はできませんけども、やはり起債の方法、借り入れの方法についてはですね、やはり有利な起債がございます。過疎債につきましても辺地債につきましても、そういう交付税で8割ないし7割返ってくる起債を充当されてですね、事業を実施されておるとこのことの中で、非常に財政運営的にはですね、いいかたちにはなっておると思っておりますけども、公債費の支出額というものはですね、ある程度上がってきておるのではなからうかなと思っております。そういう状況の中で、今回予算編成をさせていただいたわけですが、基本的に最終的にですね、非常に旧町村の予算要求等も上がってきておりますけども、補助費等につきましても2割カット、委託料につきましても1割カットというかたちをとらせていただいております。このことは行財政改革の中でですね、やはり旧町村での実施されてたことが、6つのまちが全部バラバラな状態でやられとります。ある程度統一的な考え方をですね、この16年度の前半である程度させていただいて、後年後期にですね、そういう補助金等の適正な支出と言いましょか、実績部分等もみさせていただいた中で、補助金の適正をさせていただきたいという考え方でございます。

委託料につきましても要求だけの予算要求でなくして、精査をするという状態が必要であると思っております。最小限の必要な経費でですね、委託をするということでございますので、そこらはある程度チェック機能を実施したいということでございます。職員の意識改革ということもですね、この予算に対する必要性が出てくるのではなからうかと思っておりますので、今回非常に負担金等につきましてもですね、2割、委託料については1割というかたちの中で計上をカットさせていただいてるわけでございます。このことは十分精査をさせていただいてですね、適正な支出の方で補助対応をさせていただきたいと思っております。

それでは総務部におきます歳入の方からのご説明をさせていただきたいと思っております。

まず14ページをお開きいただきたいと思います。2款の地方譲与税でございます。所得譲与税といたしまして5,764万4,000円計上いたしております。次に2項の自動車重量譲与税1億9,234万8,000円でございます。続きまして地方道路譲与税5,869万円。

次の15ページ行っていただきまして利子割交付金2,509万8,000円。

4款の配当割交付金394万7,000円。

5款の株式等譲渡所得割交付金53万8,000円。

16ページお願いいたします。地方消費税交付金3億2,221万7,000円。

7款のゴルフ場利用税交付金5,750万円。

8款の自動車取得税交付金1億4,485万9,000円。

9款の地方特例交付金1億1,128万3,000円。

10款の地方交付税、まず普通交付税といたしまして77億2,500万円。

特別交付税といたしまして10億3,600万円。合計の87億6,100万円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金でございますが、702万3,000円を計上させていただいております。

次に18ページをお願いいたします。総務費の負担金に係ります総務管理費の負担金1,480万5,000円、人事交流負担金ということで歳入を見させていただいております。

次の19ページでございます。13款の使用料及び手数料、1項の1目の総務使用料でございますが、1節の方の267万2,000円、行政財産の使用料、また総務使用料といたしまして6,284万5,000円を見込んでおります。

続きまして22ページをお願いいたします。22ページの14款の国庫支出金でございます。1の総務費の国庫補助金の2,550万円、合併市町村補助金を計上させていただいております。

次の23ページでございます。14款の国庫支出金の総務費の委託金で、自衛官募集事務費委託金が9万9,000円計上させていただいております。

続きまして24ページでございます。15款の県支出金でございます。1目の総務費県負担金でございますが650万円。県の移譲事務交付金を計上させていただいております。

続きまして、その下段の1の総務費の県補助金でございます。説明の中で水力発電施設周辺地域補助金ということで1,350万円計上させていただいております。

次に25ページで上の欄の合併推進交付金4億3,800万円計上させていただいております。

続きまして30ページをお願いいたします。30ページの16款の財産収入でございますが、財産貸付収入といたしまして3,867万6,000円、2目の利子及び配当金ということで各基金利子をですね、基金を設置させていただきますが、その利息といたしまして290万4,000円でございます。

18款の31ページの18款の繰入金でございます。各特別会計からの繰入金。

次のページの32ページをお願いいたします。旧の特別会計からの繰入金6,000円ほど計上させていただいております。続きまして18款の繰入金でございます。財産区の繰入金で来原財産区の繰入金を4万6,000円計上させていただいております。18款繰入金の中で基金繰入金でございますが、1の財政調整基金を8億円。地域福祉基金繰入金を40万1,000円。減債基金繰入金を1億5,000万円。

次の33ページでございます。10のサッカー公園管理運営基金の1,200万円、保健福祉推進事業基金繰入金600万円。合計といたしまして9億6,840万1,000円の繰入金を計上させていただいております。

次のその下段の19款の繰越金でございます。繰越金につきましては純繰越金として15年度の繰越金を3億円計上させていただいております。

次のページの36ページでございます。36ページの雑入でございます。



3節の雑入の総務課に所管しております関係につきましては、総務課関係の雑入が3,809万円、管財課関係の雑入が、137万3,000円計画させていただいております。

次37ページでございます。21款の市債でございます。この市債につきましては本年度の16年度の予算の事業の計上に充当させていただきます市債をですね、総務債から次の38ページをお願いいたします。上下水道債までをですね、72億8,030万円をそれぞれ計上させていただいております。以上で歳入の概要説明を終わります。

続きまして歳出の方でございます。39ページの下段の2款の総務管理費でございます。一般管理費といたしまして15億4,875万円を計上させていただいております。総務の全般的な一般管理費に要します管理経費でございますが、次ページの40ページをお願いいたします。特別職また職員、一般職員に伴います人件費、総務一般管理費といたしまして2億9,718万3,000円でございます。合併記念事業費として650万円、行政改革推進費として100万円を計上させていただいております。

続きまして41ページの財政管理費でございます。これは財政一般管理費といたしまして516万6,000円を計上させていただいております。同様5目の財産管理費でございますが、この財産管理費につきましては2億5,255万4,000円、財産管理に伴う総合的な一般の管理費、庁舎管理費と、また車両等の管理費を計上させていただいております。

次に42ページをお願いいたします。6目の基金の管理費でございますが、基金それぞれ設置しております数字の中で一番主たるものにつきましては、今回地域振興基金の33億円を計上させていただきます関係で、33億290万4,000円でございます。

続きまして43ページにつきまして、8目の公平委員会費でございます。46万9,000円、公平委員会事務に伴います予算を計上させていただいております。それと9目の交通安全対策費924万5,000円交通安全の推進に伴います経常経費でございます。

次に44ページでございます。諸費でございます。2,529万5,000円。主たるものにつきましては市税の還付金、また防犯灯、防犯対策に伴います経費をこの中に計上させていただいております。

45ページでございます。13目の地籍調査費といたしまして8,115万円、地籍調査に伴います経費を計上させていただいております。

続きまして47ページをお願いいたします。2款の総務費の中の選挙に伴います選挙管理委員会費でございます。1,745万9,000円計上させていただいております。主たるものにつきましては、職員の人件費、また選挙管理委員会費に伴います経費が主たるものでございます。

次のページの48ページをお願いいたします。2目の選挙啓発費104万4,000円。選挙啓発に伴います事務費でございます。3目の選挙執行費1億1,204万1,000円でございます。この項目の中には、説明覧に掲げております、今後市議会議員選挙、農業委員会、各町の財産区の議員さん

の選挙費用に伴います予算を計上させていただいておるところでございます。

続きまして50ページをお願いいたします。50ページの6項の監査委員費でございます。2,671万5,000円でございます。主たるものにつきましては監査事務局職員の人件費、また監査委員、監査に伴います費用でございます。

続きまして79ページをお願いいたします。9款の消防費に係ります総務部の所管いたしております3目の消防施設費でございます。8,923万円。この予算の内容につきましては、消防施設管理が主たるものでございます。続きまして4の災害対策費を516万円計上させていただいております。

92ページをお願いいたします。12款の公債費でございます。16年度の公債費につきましては、元金といたしまして39億7,815万円、2目の利子といたしまして7億3,600万円、合計が47億1,415万円の公債費でございます。

13款の諸支出金、普通財産取得費でございます。主たることにつきましては9,460万1,000円を計上させていただいておるところでございます。

最後の14款の予備費でございますが3,000万円の予備費を計上させていただいております。その後94ページからは、特別職、また95ページに一般職員の給与、また職員手当等の内訳を記入させていただいております。また96ページからは職員1人あたりの給与の平均額、また97ページでは級別ですね、職員数等もそこに計上させていただいとるところでございます。

100ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降に渡るものについて、前年度末支出額、また支出の見込額及び当該年度以降の支出の予定額ということで、旧町村等におかれてですね、いろいろこの債務負担行為事業を実施され、予算計上されとりましたが、それを新市に引き継いでおりますので一応債務負担行為としてこの一覧を掲げさせていただいとるところでございます。

続きまして102ページでございます。102ページにつきましては地方債の現在高を前年度末現在高見込額ということで、357億191万円ということでございます。本年度の当該年度中の支払見込額、起債の見込額と元金の償還額でございます。16年度末の現在高見込額につきましては、390億406万円を見込みをさせていただいておるところでございます。

以上で総務部所管におきます、平成16年度におきます安芸高田市の予算の概要の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○松浦委員長 ただ今の説明にて、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

○浮田議員 はい、委員長。

○松浦委員長 浮田議員。

○浮田議員 浮田でございますが、総務部長にですね、2点ほど質問させていただきたいと思っております。一応、現在市長は支所を充実させて地域の一体化を

図り、地域の活性化を図るということを含んに言われとりますが、今までの協議の中でも支所対本庁のあり方、要するに役割分担ということについていろいろ議論がなされておるところでございますが、ちょっとわし1点申したいのはですね、6月15日から6月定例会が始まるということで、6月14日に支所の方へ参りまして支所の予算はどのようになっているかということで調査に参りましたが、総務部並びに福祉保健部の方ではまだ配分表が届いてないという返答でございます、この職員が言う答弁をまともに受けたとすれば、前日でもあるのにはですね、議会の前日でもあるのにまだ支所の方で支所の予算とか、詳細が行ってないという分についてはですね、このような状態で今後よろしいのかどうか、というのが1点。もう1点は我々議会人として支所の予算がどれくらいになっとるか、それは当然節の方で調査して調べればわかるわけでございますが、ただ、目で支所の計上をですね、なぜしないのかといたしますか、してないのか。この理由について質問をいたします。

○松浦委員長 はい、答弁を許します。  
総務部長、新川総務部長。

○新川総務部長 まず予算の基本的な考え方といたしまして、当然本所と支所の役割というのが、当然必要でございます。支所長さんの権限も本所の部長との300万という条件もございますので、この予算編成につきましては、各部の本所の集中管理方式という方法を取らせていただいております。これは今後の作業でございます。当然そういう作業の中でですね、本所と支所との役割分担というのもあるかと思っております。ただ、当然先ほども当初は説明させていただきましたように、今まで旧町村のですね、実施されとったことが6町村の中で全部バラバラな状態で実施されておるわけですね、ある程度統一の方法も微調整等も実施していただかなくてはならない項目が多分にあるわけですね。例えば防犯灯についても、全市民が負担されるところもありますし、全部行政が負担されるところもあります。そういうような状況もございますし、いろんな角度で今年度の予算につきましては、微調整を図りながらですね、統一化をしていきたいと。法定協議会の中では新市になって調整するという項目が多分にあるわけなんですね。そのことが今回の予算である程度整理をさせていただきたいというように思っております。それと支所との明確に表示ということでございますが、あくまでもこの予算の項目でございますので、先ほど言いましたように財政課の方で配当という状況の中で、支所におかれての配当予算という中で整理をさせていただくので、あくまでも部の中で包括をされた予算計上ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 続いて、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件の内、消防本部に関わる部分を議題といたします。

消防長から要点の説明を求めます。

村上消防長。

○村上消防長 失礼いたします。消防本部におきましては、今年度から非常備消防と常備消防の予算を担当することとなっておりますので、ただ今から常備、非常備の消防予算の概要説明をさせていただきます。

まず78ページをお開き下さい。それでは目、常備消防費の予算につきましては、本年度4億5,380万3,000円を計上いたしております。これは消防職員常備消防職員50人分の人件費及び業務遂行に必要な経費を計上させていただいております。

次に79ページをお開き下さい。同じく項消防費の内、目第2非常備消防費分でございます。1億930万2,000円を計上いたしております。これは消防団員865人の団員に対します報酬、または出勤等に伴います費用弁償等でございます。以上、簡単ではございますが、常備消防費、非常備消防費の予算につきまして、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○松浦委員長 これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 続いて、議案第37号の内、自治振興部に関わる部分を議題といたします。

自治振興部長から要点の説明を求めます。田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 それでは自治振興部に関わります予算について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、歳入でございますが、18ページをご覧をいただきたいというふうに思います。1項分担金の1目総務分担金で、テレビ放送難視聴解消施設整備事業分担金でございますが、これは高宮町で実施をしますいわゆる共聴アンテナの設置に伴います、住民の皆さんからいただく分担金でございます。

次に19ページ中段、使用料の中で4目の労働使用料というのがございますが、これは市営駐車場、甲田と向原にあります、その使用料を182万4,000円計上しております。

次に25ページでございますが、上段の2項県補助金の中の1目総務費県補助金の一番最後でございますが、テレビ難視聴解消事業費補助金ということで436万3,000円でございます。先ほど申し上げました高宮町における共聴アンテナの設置に伴いまして、国及び県の補助金が合わされま

して県補助金としてそこにきますので、上げておるところでございます。

次に29ページをご覧をいただきたいというふうに思います。3項の委託金でございます。その中の1目総務費委託金の中で、28ページの一番最後にありますが、道の駅清掃業務委託金140万円でございますが、これは北の関宿の部分で、県の施設がございまして、それを清掃いたしますので、その委託金が直接市の方へ入ってくるというかたちになっております。これにつきましては当然、それを経営しておりますところに支出をするというかたちになります。

29ページ、節で申しますと4の統計調査費委託金でございますが、ここに今年度指定統計でございますけれども、その委託金の収入の部分を上げさせていただいております。

次に歳出の関係でございます。まず40ページをご覧をいただきたいというふうに思います。2目の文書広報費でございますが730万8,000円でございます。これにつきましては広報あきたかたを発行します費用、さらにホームページを作っておりますが、その維持管理に要します費用、さらに市勢要覧を今年度つくりたいというように考えておりますが、そういった費用が入ったものでございます。

次に43ページでございます。目7の企画費でございます。この部分で各種のいわゆる重点事業等の企画をさせていただくところでございますが、1億5,802万9,000円という金額でございます。中身を見ていきますと、企画管理費でございますが、この中には第3セクター等の健全化計画を策定する費用、さらには建設計画に基づきまして、5年間程度の実施計画を作成する費用等が入っております。それから交通対策費でございますが、生活交通の各対策で具体的にどれを幹線とし、どれを支線とし、どのような手法をとっていくかというふうな計画を作って参りますが、そうした費用。それから生活交通でバスを走らせておりますけれども、それに対します負担金等が主要なものでございます。

次に第2庁舎整備事業費と書いてございますが、これは今年度実施設計までもっていききたいというような、その費用を計上させていただいております。

次に総合文化福祉保健施設整備事業費でございますけれども、これにつきましては基本計画を策定するところまで、今年度もっていききたいということでその事業費をあげさせていただきたいと思っております。

次に葬斎場施設整備事業費でございますけれども、これにつきましては基本構想まで作成ができればということで事業費を計上させていただいております。

それからテレビ放送云々とありますが、これは先ほどご説明申し上げました高宮町の共聴アンテナの関係でございます。

次に44ページ中段に11目行政情報処理費というのがありますが、1億4,039万7,000円でございます。これは2つの事業に分かれておりまして、1つはネットワーク経費と、それから電算処理費というふうになります。

ネットワーク経費というのは連合時代にいわゆる光ファイバー網を設置しておりますが、その維持管理に伴います経費でございます。主要なものはプロバイダーに対します使用料でありますとか、保守管理、それから電柱等の借り上げ料等々が主なものでございます。次に電算処理費でございます。1億円あまり計上しておりますが、これは業務並びに保守関係の委託料、それから機器のリース、それから県北情報センターに対する負担金等々が主要なものでございます。次に12目の自治振興費でございますが、これは自治振興費、地域振興費、それから外郭団体補助費という3つの中身からなっております。まず自治振興の関係でございますが、総務管理ということでは地域振興推進員の報酬、さらにはまちづくりフォーラム等啓発事業等に要する費用を計上しておるところでございます。次にまちづくり委員会費でございますが、これはまちづくり委員会、準備委員会を含めて設置をし、運営していく経費でございます。次に地域振興費で支援費の方でございますが、エコミュージアムとレインボーファーム、これにつきましては直営というかたちになっております。未だ指定管理になっておりませんので、したがって、その経費がここに入っております。その下の外郭団体補助費ということでございますが、ここで指定管理になっている第3セクター等々に対する委託料並びに補助金等が入っておるものであります。神楽門前湯治村、それから道の駅、サイクリングターミナル、それから吉田地域振興事業団等への補助金等々が入ってるものであります。以上であります。

○松浦委員長　これで自治振興部の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

○熊高委員　委員長。

○松浦委員長　熊高昌三委員。

○熊高委員　はい。44ページの行政情報処理の関係でお伺いするんですけども、ネットワーク関係で、現在いろいろ取り組みをさせていただいておりますけども、実際問題NTTあたりのADSLとかそういったもののまだ使えない地域もあるんですね。そういったやはり基本的な部分の整備も含めてですね、こういったネットワークの処理というのができていかないと、昨日もいろいろありましたけども、道路網も含めていろいろ辺地に対してですね、交通網も不便だと。あるいはこの情報処理の関係も辺地にはそういったものもきてないといったような状況もあるんです。ですからこういった関連も含めてどういう状況なのか、今後どういったかたちでこの方向を考えていくのか、1点お伺いしたいと思います。

○松浦委員長　答弁を許します。  
田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長　いわゆる地域の情報化の現状でございますけども、議員ご指摘のとおり、ADSLも行っていない地域がございます。現在のところADSLが参っておりますのは吉田町でいわゆる42局の部分でございます。吉

田の中でも可愛、それから郷野地区、それから可愛の対岸の方ですね、ここら辺りはADSLが参っておりません。それから甲田町がほぼ全域、ただ小原地区の一部が対象になっています。それから向原町と八千代町の全域ということになっていますが、基本的にはADSLというのは4キロもしくは5キロを過ぎますと、急速に能力が落ちてくるということがございますので、そういった意味ではそれぞれの町の局舎を中心として4キロないし5キロが有効な範囲。それ以外についてはADSLも無理だろうという状況であります。高宮町、それが今年の秋だったと思いますが、高宮町の局舎でございますが、川根についてはこれは現在のところ行っておりません。それから美土里町についても現在ADSLは行っていないという状況でございます。仮にADSLが整備をされましても、先ほど申し上げましたように周辺地域については依然として高速の回線を確保することができないということがありますので、現在では上げておりませんが、市長での一般答弁等ございましたように、本年度につきましては、いわゆる光ファイバーの布設を含みまして、いわゆるラストワンマイルという住民の皆さん方のお宅まで高速の回線をどのようにして届けるのかというその手法、それからその手法に基づいた運営の在り方、あと基本的な部分につきまして、今年度は整備をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○浮田議員 はい、委員長。

○松浦委員長 浮田洋吾委員。

○浮田議員 自治振興部長にお尋ねをいたします。高田は一つということで、一応安芸高田市が誕生したわけでございますが、市長がいつも申されるように、やはり住民と行政の協働のまちづくり、これが一応基本でありますんで、地域振興部のおかれた役割はですね、非常に重要でですね、あろうというように私は思うわけでございますが、そこで地域振興をそれぞれのまちがですね、立ち上げられておるようでございますが、現状のですね、それぞれのまちの地域振興結成の状況について、概略説明願いたいと思います。

○松浦委員長 答弁を許します。田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 地域振興組織のいわゆる市内全体的な状況でございますが、現在のところ32の地域振興組織が立ち上がりを完了しております。それぞれ支所単位に、またその連合会組織をつくっていただいたという状況でございます。したがって、この合併に至るという過程の中でその振興組織を立ち上げていただいたという地域もございまして、未だ活動が十分なされていないという地域もあるのは当然でございます。現状としては、そのようなことだというふうに理解をしております。

○浮田議員 はい、委員長。

○松浦委員長 浮田洋吾委員。

○浮田議員 浮田ですが、現状はいろいろ聞いたんですがね、立ち上げは完了し

てもですね、まだ軌道に乗ってない地域振興がそれぞれにあると思いますが、市長がいつも申されますように、やはりこの地域振興を軌道へ乗せるのはですね、職員が先頭に立って地域に密着した地域振興をせにゃいけんということが、市長の大なる方針だろうと思いますが、やはりこれを完全に軌道に乗せるためにはですね、それぞれの地域で職員がまず先頭に立って地域に馴染んでですね、リーダーシップを取るということが非常に大切だろうと思いますんで、部長としてはそこらのリーダーシップをですね、取っていただきたいというように私は強く要望いたしますので、そこらの問題について所信の一端を述べていただきたいというように思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。  
自治振興部長。

○田丸自治振興部長 議員ご指摘のとおり、地域振興組織といえどもいわゆる民間の方だけでですね、運営していくというのはなかなか大変なところがあると、私もこれまでの経験の中でよく承知をしております。と同時に職員も地域に帰りますと、当然住民の一人でございますので、また職員としていわゆる行政のいろんな情報をですね、公開できる情報をたくさん持ち合わせておりますので、そういったものを地域へ還元をしながら、裏方としていわゆる活動するというのは、私は当然のことであるというふうに理解をしております。したがって、今年度の職員研修におきましては、総務部と連携を取りまして地域推進指導員にきていただいておりますので、そういった経験も話していただきながらですね、職員の研修も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○桑岡委員 委員長。

○松浦委員長 はい、桑岡達夫委員。

○桑岡委員 はい、桑岡です。部長に1点ほどお伺いいたします。

予算書の43ページに葬斎場事業というので300万あまりの計上がなされております。300万数字でどこまでの今年度の計画がなされるか、詳しく教えていただきたいと思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。

田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 基本的には基本構想ということでございますので、したがって人口、さらには死亡率等々から勘案しまして、どの数を何基必要とするか。または広域という話もお伺いしておりますので、それとの関係の中で、用地のいわゆる候補地等々についても大方の目途をつける等々の作業が300万であるというふうに思っております。以上でございます。

○桑岡委員 委員長。

○松浦委員長 はい、桑岡達夫委員。

○桑岡委員 再質問いたします。ご承知のようにこの葬斎場につきましては、約10年前議長会、高田郡の議長会、あるいは町長会が先進地の視察に何度か行かれております。昔のことわざで「十年一昔」という言葉がございま



すが、高田郡が一つになって葬斎場をつくろうというのがその時であったのではなからうかと、このように思うわけでございます。合併ができたからこの葬斎場が必要になっとなるではなかったと思います。その当時から10年もかかって今日までどういうことになっったかというようにも、ひとつ思うわけでございます。そういう中で、吉田町ではご承知のように合併協において候補地は吉田町はどうだろうかという話が出たということで、私ども旧吉田町の議員は勉強会をいたしました。箇所も何か所か提出せと、こういうことで約5カ所の場所も出ております。その場所の中で、私は全部は行きませんが、1カ所候補地のところに行って住民の皆様方にお話をしたところ、役員まで決めて是非ともつくって欲しいというような要望をしないと、このようなことも聞いております。そういうような中で、今日まだこういうようなことでいいんだろうか。また、十年一昔に高田郡の議長会がそういうような計画を出されて、高田で一つでつくろうと、このような計画を出されておきながらも、10年過ぎ去った今日でございます。是非とも市民が願っております葬斎場は、一日でも早く決定をしていただくと。また、進めていただくと、このようにも思うわけでございます。以上です。

○松浦委員長 答弁はいいですか。

○桑岡委員 はい、いいです。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○藤井委員 委員長。

○松浦委員長 藤井昌之委員。

○藤井委員 2点についてお伺いします。1点目は市長にお伺いしたいと思います。今も桑岡議員の方からもございましたけども、新市建設計画、その中で先般の一般質問等でもご質問がありまして、市長の方からその建設費用についてもご提示をされました。その建設計画に基づきまして、まずは第2庁舎の建設、さらには文化センター、総合文化福祉保健施設ですか、この2点につきましてははですね、9月の議会までにある程度の方向性を出していきたいと、というようなご答弁であったらと思います。

実は合併前につきまして、この新市の建設計画、今申し上げました特に2点の施設につきましてははですね、早急に必要であろうと。議会の方もですね、積極的に進めていかないといけないということで、合併前にいろいろと協議をして参りましたが、その中で議会のこれからの合併した後のあり方、方向性について、議長、事務局長の会議で提案されたことがいわゆる正副議長会議。さらにはそれを各町にもって帰ってですね、検討をいたしました。その中でですね、いわゆる議会としましては合併後、在任特例11月までの期間中につきましては、いわゆる6常任委員会で運営をしていくと。さらに特別委員会につきましては、在任特例期間中の11月までは設置をしないということの申し合わせをしてきたところでございます。しかし今、こういった大きな事業を行って参るわけでございます。第2庁舎、さらには総合文化福祉保健施設、それから今

出ました広域火葬場、こういったことが本年度予算にあげられているわけでございます。それぞれ実施計画であり基本計画であり、基本構想という計画はそれぞれ違うわけでございますが、予算に上がっているということで、今後市長もですね、特にこれから市の運営については、議会ともですね、しっかりと協議をしていきたい。対話と相互理解というんですか、そういった中で両輪の如く新市の運営に努めて参りたいという言葉もあったように思います。この在任期間中ですね、今申し上げましたように特別委員会を設置しないと。しかし常任委員会といいますと、この3つの施設につきましては、自治振興部になるわけですね。議会と言えばいわゆる企画常任委員会になるわけです。しかし、その企画常任委員会が全てこういった施設の関わりをもっていくのか、それともある程度常任委員会に振り分けてもっていかれるのか、ここら辺りをどのようにされるのか、市長にお伺いをしたいと思います。

それからもう1点でございます。これは自治振興部長にお伺いしたいと思います。3月1日合併いたしまして、人輝く安芸高田ということで、それぞれ市民も大きな夢を持って、展望もされているかと思えます。行政としましては、その市の方向性なり、これから取り組んでいく事業なり、そういった情報を市の広報紙で行っているわけでございますが、実はこの広報紙見てみますと、3月に第1号が発刊をされているわけですが、この1号見ますと、それぞれこれまでは各町で町の広報紙を出してきました。その中に新たに生を誕生したいいわゆる「おめでた」の情報、それから不幸にして亡くなられた方の「おくやみ」の情報、そういったものを取り扱ってきたと思うんですけれども、この1号におきましては掲載をしないということで載せておりました。しかし5月号でしょうか、ここに新たにまたですね、その「おめでた」と「おくやみ」の情報が載せられていると。そこら辺りのいわゆるどういうふうに整理をされたのかということについてですね、自治振興部長の方へお尋ねをしたいと思います。以上です。

○松浦委員長　ただ今の藤井議員の質問に対して答弁を許します。

まず、市長、児玉更太郎君。

○児玉市長　第2庁舎、総合文化ホール、火葬場も関連してくるわけですが、どのように対処するかということでございます。このことは度々一般質問の中でも申し上げてきておりますように、第2庁舎については現在のこの市役所に接続してつくと、こういう基本線は出て、これは合併の協議の中で確認をされておるわけでございます。また、文化ホールについては議員さんとの協議の中でも第1候補、第2候補というのが出ておるわけですが、第1候補というのはこの役場、市役所の周辺に位置させると、こういうことでございます。したがってまず第1には市役所周辺でどのようにこの総合文化福祉施設を考えていくかということ、まず方向付けをする必要があると思います。したがって、先般も一般質問の中でも申し上げましたように、市役所周辺というに限られた

位置と。そこで土地が取得できるか、あるいは工事費の関係でどうなるかと、そういうようなこと、あるいは遺跡の発掘の費用、時間、そういうものも検討しながらですね、基本的にはこの複合施設でいった方がいいか、市役所と総合文化ホールを複合施設でいった方がいいか、あるいはまったく切り離して考えた方がいいかと、そこらの基本的な問題を、まず議会の皆さんとご協議をさせていただきたいと、このように考えております。できるだけ費用は安く、効率が良く、しかも早く施設ができるという方向を探っていくという、これは議会の皆さんとご協議をして、9月までには方向付けを出していきたいと、このように考えておるところでございます。先ほど桑岡議員さんも申し上げられました火葬場の問題につきましても、同じくでございます、これはもう前から、広域連合の時代からその問題がありました。広域連合の時代には、いわゆる火葬場に対する補助金がないということで、なかなか具体論が進まなかったわけでございますが、それと場所もいろいろ模索はされてたわけでございますが、決定的なものは出なかったと、こういう問題もでございます。しかし、補助金の問題につきましては、これは合併特例債が使えるということで、まずクリアできたと思います。そうすると後は場所の問題と、こういうことになろうと思いますんで、場所の問題についても早急にご協議をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○松浦委員長 はい、引き続き答弁を求めます。

自治振興部長、田丸君。

○田丸自治振興部長 広報紙のことについてお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり、広報あきたかたには、最初実は「おめでた」でありますとか死亡についてはですね、掲載をしないということで臨んでおりました。その理由につきましては、プライバシーの問題等でありまして、さらには市の広島県内、広報紙全部調べてみましたけども、市のクラスになりますと相当人数も多くなるということもあったんでございましょう。全市載せていないということ等もあったようでございまして、それで載せないという方針で臨んだわけでございます。当然住民の皆さん方から激しい抗議も含めて要望が出されて参りました。そういった状況をうけて直ちに市長並びに助役を含めまして関係する職員と協議をさせていただきました。そして市長の指示によってこれについては、この間の6町の経過もあるので、載せるようにという指示をいただきました。それで直ちに載せるような手配をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○藤井委員 委員長。

○松浦委員長 藤井昌之君。

○藤井委員 はい。私の説明が悪かったのか、言葉不足だったのか、思うわけでございますが、今市長にご答弁いただきましたこの施設の運営、いわゆる議会としてはですね、例えば文化センター、総合文化福祉保健施設ですか、これにつきましては所管としては例えば厚生常任委員会になる

うかと思うんですね。しかし3月予算の時にもですね、この取り扱いについてはどうなんかいいますと、いわゆる予算は企画が持ってるんだと。その施設の運営管理については、いわゆる市民部、福祉保健部ですか、になるわけですね。これから建設にあたって、それじゃあどちらの所管にあたるのかということでございましてですね、本来でしたら議会は特別委員会というも設置して、その中で協議をしていくというかたちになるかと思うんですが、先ほど申し上げましたように特別委員会は在任期間中は設置をしないということでございますので、そこら辺り先ほど市長は議会との協議をさせていただくという、その器はですね、議会73名全体になるのか、例えば会派別でですね、協議していくのか、そういったところがどういふかたちでですね、行っていけるのかというのが、ちょっとお聞きしたかったわけですね。

それから広報紙の件ですけど、今部長の方からもございましたけども、市長が誕生されまして、市長並びに執行部の意見を聞いてということがございます。しかしこの広報紙にはですね、この「およろこび」「おくやみ」は掲載しませんと。その理由としてですね、大きな理由は個人の情報を守るということを明確に書かれてるわけですよ。いわゆる担当課としてはこの個人の情報を守るということをどう整理されたんか。執行部の方は、今まで各町でも取り組んできたことであろうから、そういった情報もいわゆる市民の皆さんからもそういう情報が必要であろうという判断だったと思うんですよ。しかし、担当課としてはこの情報を守ることが大きな理由であるという。それじゃあ掲載したことは、個人の情報を守らなくてもいいのかという、逆の取り方もあるわけです。そこら辺りどのように整理されてやられたのかということ、私はお伺いをしてるわけです。

○松浦委員長　　まず、市長の答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長　　当面は基本的な考え方の整理をするということでございますので、議会全体の中で方向付けをですね、していただきたいと思っております。というのは、まだ具体的な設計とかそういうものにはとても11月までには入れないというように思います。したがって具体論が、場所が決まって方向が決まれば、今度はそれぞれまた特別委員会をつくってですね、この具体論を進めていただくということになるかと思っておりますが、基本的なものでございますので、やはり私は議員全体の皆さんの合意を得て基本的な問題を決定していく。場所の問題、それから複合施設にするのかしないのかという、この基本はやはり皆さん全体でお諮りをしてですね、方向付けをいただければというように考えております。それは今からまた議会の皆さんとご協議をしながら、どういう議会の皆さんの委員会をつくれるかというようなことは、議会の皆さんでお諮りをいただきたいというように思うわけでございます。

○松浦委員長　　はい。引き続き、自治振興部長、田丸君。

○田丸自治振興部長 はい。議員ご指摘のとおり、当初個人情報を守るという観点の中でいわゆる掲載をしないというかたちにしておりましたけども、5月号からは復活をしたということでございます。これにつきましては、窓口で掲載の可否についてご確認をしていただいて、了解をいただいたものについて掲載をしていくという手法を取っております。ですから窓口で「私は載せてほしくない」ということがあれば、それは載せられないというかたちになるというふうにしております。以上でございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○藤井委員 委員長。

○松浦委員長 藤井昌之君。

○藤井委員 今、自治振興部長のお答え、なかなか理解できない部分もありますけども、このことだけじゃないんですね、実は、まだあります。広報紙につきましては、慎重に私は取り扱いをしていただきたいと、このように付け加えておきたいと思えます。

それからもう1点、予算書の45ページの外郭団体の補助費1億7,712万でありますけども、その内訳ですよね。もし委員長資料提出が可能であれば資料提出の方、お願いしたいと思えます。以上です。

○松浦委員長 それじゃあ後、また部長にお話しして委員の要望に答えるようにいたします。

ちょっとお諮りします。

暫時休憩をさせていただきたいと思えます。11時30分まで。

~~~~~○~~~~~

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 再開いたします。

藤井議員の先ほどの資料につきましては、今手配しておりますので、後でお配りさせていただきます。

それでは、続きまして質問ありませんか。

○今村委員 委員長。

○松浦委員長 今村義照委員。

○今村委員 市長並びに振興部長にお聞きをいたしますが、例の自治振興組織の問題でございます。常々市のホームページを開いてみるんでありますが、その組織、現在32というかたちで、先般の一般質問の中でもそれがもう確定のようなかたちで出てきております。何を言いたいかわかると、やはり各地域の状況によってはですね、その組織の数の問題もあるかと思うんです。非常に今の32のそれを、仮に今のかたちで認めるとすれば、非常に人口的にも地域的にもアンバランスの状態ではなからうかと考えるわけです。先のまちづくり委員会も、これにどうも連動するんだというような方向付けでありますので、そこら辺をある程度今の段階です、整理しておかないと、地域的な格差の問題も出てくるのではな

いかということを危惧するわけでございます。そこら辺についての見解と、今後その組織の見直しを含めて行われることが予定されることがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 今、今村議員がおっしゃったとおり、私もですね、そのように考えております。というのは、32というのはそれぞれの旧町単位に見てみますとですね、やはり1つの振興会の戸数が50戸ぐらいから、多いのは吉田は人口5,000人ぐらいの吉田のコミュニティも振興会もあると。ですからそういうやはり問題がございますので、私は32にこだわってですね、これを将来的ともこれにこだわっては、かえって弊害がでると思いますので、やはり状況を見ながらですね、状況を見ながらというのはですね、地域の実態に合ったようなかたちの振興会に、いろいろやっていく中でですね、変わってくると思います。ですからそれは断続的に考えていかないといけんというように思いますし、現在の実態を見てもですね、人口5,000というのはちょっとコミュニティとしては大き過ぎるんじゃないかという気もしますんで、そこらは、弾力的に考えていくことが必要だろうというように思います。

○松浦委員長 振興部長にも問われましたかね。

○今村委員 いいです。

○松浦委員長 いいですね。それでは他にありませんか。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 はい、浮田洋吾委員。

○浮田委員 浮田です。先ほどの同僚の藤井議員の質問にですね、関連があって付け加えて、自治振興部長にお尋ねするわけでございますが、先ほどの分で1億7,712万いらいのですね、補助金につきまして、補助するのには補助するちゃんとした理由があってされとるんだと思います。だからそれぞれの部局に補助する場合にですね、当然金額を後発表していただけたらと思いますが、これだけしたら、当然もう赤字にはならんよと。これだけ補助したんだから絶対に黒字になる。経営上は成り立つという信念に基づいて行政は当然助成をされると思いますので、そこらを踏まえた答弁を、後ほどお願いします。

○松浦委員長 振興部長に問われますね。

○浮田委員 はい。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。自治振興部長、田丸君。

○田丸自治振興部長 外郭団体の補助で1億7,700万円あまり補助するというところで、この数字で確実に赤字にはならないのかというご質問でございますけども、実は先ほどこの予算の編成のいわゆる基本的な考え方の中で、委託料等につきましては2割カット。それから補助金につきましては1割カットということで、まずは予算編成の段階では進めるということでございます。当然、1年の経過の中でその実態を見ながら補正ということがあり得る

可能性があるというふうに、私は理解しておりますけども、そういった意味では当初それぞれの団体から上がっておりました、その要望額には切っていくということでございますので、現在の段階ではそれぞれの団体に格段のご努力を既にしてしておりますけども、状況によっては赤字が出てくるということは否めない事実だろうというふうに思っておるところであります。なお、委託料につきましては、指定管理者制度ということで、既に旧町の段階で指定管理に基づきます契約を交わしておりますので、その金額が基本的にはベースになっているというふうにお考えいただきたいというふうに思います。以上です。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 はい、浮田洋吾委員。

○浮田委員 ただ今答弁をいただいたんですが、一応2割カットになっとならんで、その場合は赤になるんじゃないかというような予想的な答弁だと思えますが、私はやはり行政として、また担当者としてですね、2割カットだろうが3割カットだろうがですね、当然予算を編成する場合はこれが絶対に赤にならないように指導するのが、やっぱり担当者のおかれた責務だろうと思えますんで、そこらはやはりそういう甘っちょろい考えでなしに、もう絶対に赤にならないように最善の努力もしますという答弁をいただきたいというふうに思いますが、その点についていかかでしょうか。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。自治振興部長、田丸君。

○田丸自治振興部長 冒頭申し上げましたように、既にそれぞれの団体等には強くこの金額でやって、今年度はいただきたいということを申し入れをしておりますので、そのような方向で今後とも指導していきたいというふうに考えております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 続いて議案第37号の内、市民部に関わる部分を議題といたします。

市民部の各課長からの要点説明を求めます。

まず、佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 はい。失礼いたします。

市民生活課の16年度予算の概要説明をいたします。歳入についてですが、歳入は全般につきましては、各町の旧合併前の町の実績等を基礎にして予算計上をしております。

まず19ページをご覧ください。19ページ、13款使用料及び手数料でございますが、衛生使用料、目の3目衛生使用料の内、火葬場の使用料1,197万5,000円としております。

続きまして20ページをお願いいたします。20ページの13款使用料及び手数料、2項手数料1目総務手数料の内、1節でございますが、総務手数

料の37万9,000円の内、臨時ナンバー手数料37万5,000円。それから3節、これは全部のところでございますが、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑登録手数料等をもちまして2,320万8,000円でございます。その下の2目衛生手数料1節の内、狂犬病予防事務手数料139万7,000円でございます。

23ページ、お願いいたします。14款国庫支出金3項委託金1目の総務費委託金の内、外国人登録事務費委託金79万8,000円。2目の民生費委託金の内、国民年金事務費委託金700万円でございます。

続きまして28ページをお願いいたします。28ページ、15款県支出金3項委託金1目総務費委託金の内、厚生統計調査委託金3万5,000円。29ページのところで同じく3目の衛生費委託金の内、騒音規制事務委任交付金が24万円を計上しております。

歳出に移らせていただきます。47ページをご覧ください。2款1目の戸籍住民基本台帳費でございます。2億6,071万円、これは主に一般職員の人件費等でございます。と、その戸籍住民基本台帳に関わる事務費等でございます。

続きましては53ページをお願いいたします。53ページから54ページにわたりまして国民年金費であります。国民年金費は106万4,000円を計上しております。

続きまして62ページをご覧ください。62ページ、4款衛生費1項保健衛生費7目環境衛生費がございますが、その内説明のところが一番上にございますが、環境衛生総務管理費としまして2,106万6,000円を計上させていただいております。そのページから、62ページから63ページにわたりまして火葬場費。市内にある4カ所の火葬場の管理費等でございます。これを3,250万3,000円計上いたしております。同じく63ページ、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費でございますが3億1,832万7,000円。芸北広域環境施設組合負担金として計上しております。市民生活課としましては、以上でございます。

○松浦委員長 引き続き、山本税務課長。

○山本税務課長 はい。税務課の予算について説明をさせていただきます。まず最初に歳入でございますが、12ページをお開きいただきたいと思います。市税総額として31億3,914万5,000円ほど予算をさせていただきました。予算にあたりまして、15年度の経過、過去3年間の経過、そういったものをいろいろ考慮いたしまして予算をさせていただきました。

まず最初に市税1の市民税目の1個人市民税ですが、8億4,445万円。2の法人市民税でございますが2億4,183万5,000円。合計10億8,628万5,000円。

続きまして固定資産税ですが、1の固定資産税17億4,944万円。2の国有資産等所在市町村交付金2,101万円。合計17億7,045万円。

続きまして軽自動車税ですが8,741万円。次の市町村たばこ税1億6,800万円。入湯税2,700万円。

次に20ページをお開き下さい。款の13使用料及び手数料1目の総務手



数料の内、2の節の徴税手数料として証明書の発行、公簿閲覧手数料ですが174万8,000円。

続きまして24ページをお開き下さい。款の15県支出金1の目の総務費県補助金節で、説明覧で下から3番目になるんですが、自然保護協力奨励金20万円。

次に29ページをお開きいただきたいと思うんですが。款15の県支出金、1総務費委託金、節の2の徴税费委託金、これは個人県民税の徴収取扱費交付金ですが2,860万円。

次に33ページをお開きいただきたいんですが。款20の諸費延滞金50万円。以上税務課関係の収入でございます。

次に歳出ですが、44ページをお開きいただきたいと思います。款の2の総務費項の1の総務管理費10の諸費なんですが、節で23償還金利子及び割引料1,500万円、これは市税の還付金で、主に法人税の還付金なんかがあります。

続きまして46ページをお開きいただきたいと思います。款の2の総務費、項の2徴税费ですが1目の税務総務費1億3,504万円、これは職員の給料等と管理費の関係が中心です。2の賦課徴収費6,184万5,000円、これは18年度の評価替えに伴いますいろんな調査があるんですが、それらの委託料が3,600万円。そればかりじゃないんですが、主にそういう関係のものを委託料に組んでおります。節の報償費の1,965万円ですが、前納報償金、納税組合の取扱手数料の所用費などが入っております。以上です。よろしくお願いします。

○松浦委員長

続きまして、毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長

はい。人権推進課の概要について予算説明させていただきます。

まず歳入でございますけども、19ページをお開き下さい。13款使用料及び手数料2目の民生使用料の内、説明覧にあります人権会館等使用料。市内5館分の使用料2万2,000円を計上しております。

続いて25ページをお開き下さい。15款の県支出金2目の民生費県補助金の内、説明にございます隣保館運営費等補助金3,146万7,000円、これも市内5館分の人権会館等の運営費補助金でございます。続いて住宅新築資金等貸付助成事業費補助金739万4,000円、これにつきましては住宅新築資金等の公債費の昭和54年から61年の間の高利子であった部分の国より県を經由して差額補填をしてくれるものでございます。

それから続いて新築資金等貸付助成事業83万6,000円、これについては償還促進に関わる経費として郵送料とか、あるいは督促分等ですね、助成金として国から補助金として出るものでございます。

それから続いて26ページ。地域人権啓発活動活性化事業費補助金119万8,000円でございます。これにつきましては法務省の委託事業として三次法務局管内、本庁がですね、本市が人権啓発事業の委託を受けるものの補助金でございます。

続いて34ページをお開き下さい。20款の諸収入2目の住宅新築資金貸

付元利収入、住宅新築資金貸付金現年度分の元利収入として3,576万3,000円をみております。続いて2節の住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入1,170万円。合計で4,746万3,000円を計上しております。それから7目の結婚支度資金貸付元利収入1節でございますけれども、結婚支度資金貸付金現年度分元利収入として33万2,000円を計上しております。それから2節の滞納分元利収入として13万5,000円を計上しております。合計で46万7,000円でございます。それから続いて8目の世帯厚生資金貸付元利収入の内、1節の現年度元利収入5万5,000円。2節の滞納繰越分元利収入2万7,000円合計で8万2,000円を計上しております。これらの本年度の算定につきましては、昨年度実績に基づきまして予算計上しております。

それから36ページ、諸収入4目の雑入でございますけれども、存目としております。人権推進課の関係雑入。

続いて歳出の方に移らせていただきます。54ページ。3款の民生費7目の人権推進費。人権推進費につきましては人権啓発、男女共同参画社会、青少年健全育成等の事業費を計上しております。5,533万9,000円でございます。

それから次のページ55ページ、8目の隣保館費8,918万2,000円でございます。これにつきましては隣保館の運営費として一般職員の人件費4,244万円とそれぞれ市内の5館分の人権会館等の運営費を4,674万2,000円計上しております。以上でございます。

○松浦委員長 これでは市民部の説明を終わります。

お諮りいたします。

お昼の時間が参っておりますので、質疑につきましては午後1時再開をしてはいかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 再開をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○松川委員 委員長。

○松浦委員長 松川秀巳君。

○松川委員 松川です。ちょっと市長にお尋ねしますが、今市民部の中で滞納とか未収金がたくさんありますし、また一般会計の中でもちょっと私勉強不足ですが、記憶ようないんですが、約6億なんぼあるんじゃないかなと思うんですよ、全体の中で。そうした中で一般質問とか施政方針の中でプロジェクトとかいうようなことを言われておりましたが、具体的

にどがにいされるのか。それから各担当部長さんですね、らが、今後どがにいされるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 ご指摘のようにこの未収金とか滞納、これは分担金が未納の、そのようなものがたくさん発生をする可能性があるわけでございます。そのことについては全町挙げて組織的に整理をしていくということが必要であるということで、今助役を中心に組織を考えておるところでございますんで、具体的には助役の方からお答えをしていきたいと思ひます。

○増元助役 委員長。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。助役、増元正信君。

○増元助役 先般の一般質問でも収入未済、債権の確保ということでご質問をいただいておりますし、ただ今市長申しましたように市を挙げて債権の確保に取り組むと。具体的な取り組みの指示もしておるというお答えをさせていただいております。それらを受けまして、旧町時代には滞納整理組合等の組織を通じて行っておりましたが、その機能は新市に引き継いでおります。また債権にしましても各部にまたがっておりまして一般市税、あるいは国保税、また介護保険料、あるいは水道、上下水道料金、あるいは保育所の料金、あるいは先般もありましたように住宅改修新築資金等の回収債権、各部にまたがっておるということで、各部バラバラにそれに取り組むということではなしに、市として一体的な姿勢のもとに納税者からの公平感を確保するという観点からも、あるいは収納率を上げるという観点からも市として、組織を挙げて一体的に取り組む必要があるということで、各部をまたがる庁舎内の調整組織と。仮称滞納整理対策本部というかたちで立ち上げをさせていただき、部長以上支所長も含めました本部員をもとに、そこで方針を決め、あるいはその法的な措置、あるいは個別のいろんなケース等々を細部にわたっては非常に高度な情報と技術が必要であろうと思ひますので、そこらは職員と一体となって情報交換をしながら安芸高田市として一体的に債権を確保するという姿勢をまず出し、具体的に取り組んでいきたいということで、今対策本部の設置につきまして取り組みをしておるところでございます。早急に立ち上げる予定でございます。

○松川委員 委員長。

○松浦委員長 松川秀巳君。

○松川委員 今の助役さんの話で大分理解はできたわけですが、まず各部の部長さん、今日全部来とられますよね。プロジェクト組んでやっとなられるというのはよくわかるんですが、ただ組んでも要するに何月何日頃までには第1段階でやるとか、2段階でこうやるとか、いうものがあって、それから回収率ですよ、いうのも示しながらやっていかんと、また9月の定例会等々でまたその未収額、滞納という問題があんまりできとらんじゃないかという話になってもいけませんから、ここらを計画的にもうすぐ立ち上げるんなら、もういつから立ち上げて各部でどのようにしていくか

というものをやってもらわんと、この予算みてもちょっと6億なんぼの未収額、滞納があるわけですから、これは大変なことですよ。いうものを早くこれを取り組んでいただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それからここへは各旧町の分が滞納の分がいろんな部が各部の出ておりませんが、委員長さんすいませんが、各部ですよ、滞納とかいうものがあるのを示していただきたいと思いますうんですがね。明細を出していただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○松浦委員長 それは議員の要求として求めておきます。

他に質疑はありませんか。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 この歳入、人権対策関係の歳入でもう一度聞くんですが、25ページの総務費県補助金同和対策事業債償還費補助金と、それから2の民生費県補助金の隣保館運営費等補助金、新築資金貸付補助金、住宅新築資金と、この合併前の同和対策事業費。新しく合併しまして人権対策、人権推進費ということになっと思うんですが、それぞれのどういう款項から歳入があるのか、まずここを再度質問いたします。総計がいくらになるか。人権対策費関係の歳入、推進費と施設の管理費との合計に対する国県の補助金はどのような額になるのか。

○松浦委員長 これは担当課長がいいですか。担当部長ですね。

○鳴石委員 それは市長が知っとられれば市長でもいいし、担当部長でもわかる人から聞いて下さい。わからん人から聞いてもわからんですから。

○松浦委員長 はい。まず毛利人権推進課長、答弁を求めます。

○毛利人権推進課長 お答えいたします。人権対策関係の県費補助金のご説明でございますけども、隣保館運営費と補助金3,146万7,000円、これにつきましては5館の町内市内にございます5館のですね、国庫補助金。県を經由してから市の方に入ってくるわけでございますけども、吉田にあります人権会館とですね、高宮のは大型館、それから八千代、それから甲田にあるのは普通館、美土里町にありますのは事業費というかたちでですね、5館分の国庫補助金のですね、4,674万2,000円の4分の3の割合で補助金が交付されてきます。それが3,146万7,000円ということであります。旧5町分のですね、併せたものでございます。それから住宅新築資金等貸付助成費事業費補助金と申しますのは、25年の償還になっとなりますけども、例えばですね、債務者が住宅資金を2%でですね、債権者からも借りられますからですね、その部分を国の方からですね、利子2%以上の部分をですね、昭和54年から61年の間ですね、高利子であった分を補填してくれるという補助金でございます。それが739万4,000円でございます。

それからその下にございます住宅新築資金等貸付助成費補助金というのは、通常のもので、基本的な回収というかたちでですね、償還関係200件あまりありますけども、月次の郵送料に見合うもの、それで今度

また督促というかたちでの経費、そこらをまとめまして83万6,000円助成してくれるというものでございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 どういうかたちで質問をしたらいいか、ちょっとこう迷うわけですが、一般質問でもしましたように旧向原町には人権会館というのがないわけなんです。この予算書で見ますと、向原町を除く5町は旧解放会館、名称を変えて人権会館ということになっとりますが、かつて同和予算といったのが人権予算に変わっとるわけなんです。見えにくくなっとるんですが、他の町はこの人権対策を推進すると、向原町はそういうのがないから、これどうするんですか。私は合併をするまでは向原町の同和対策、人権対策は進んでおると思ってたんです。予算が多いのが一般的には進んだという見方になるわけなんです。これは国は2002年3月をもって法が失効したわけですから、それに準じてやはりこの自治体も一度にブチ切るということは、どうかと思うんですが、向原町は3年先には法がなくなるから団体助成金も減らしていこうよというかたちですと減らしていってとるんです。ここにこの旧向原町の条例を持ってきておるんですが、この条例の中に同和とか人権というのは対策会議をつくりますよという条例と、住宅資金の条例しかないんです。同じ同和地区に生まれながら差別は同じように受けとるわけです。同じように、向原が意識が高くて予算のたくさんとらにゃあいけんというのは意識が低いんだということになる。そうじゃあなくて向原町なぜこういうかたちで同和対策やってきたかという、当時のかつての奥田金太郎町長が、解放同盟幹部が押しかけてきて、この向原町の大將はわしが首長は地方公共団体の首長だと、府中のほうからきて、どんなに大勢のものが押しかけて来ようと、「わしが町長だからわしが考えてやるんだ」と。「引き取ってくれ」と、こういうかたちで相手にしとらんわけですよ。他の町は、「はあ、これが先生ですか。どうぞどうぞ。あとは何をした、こうもした。ああ、そうですか、うちもしましよ」と、こういうかたちが今日まで続いとるんじゃないかと。この問題は国は法律はなくしたから一般対策に移行してやるんだと言ってる。依然としてこの事業を団体の要求のとおり続けていっとると。いつまで続けていくんですか。これは合併協定の推進会議で確認されたんだと言われるが、民主主義というのは正しいことを言うから正しい方向だからそういう方向へいくということになってないんです。多数で物事を決めていくと。わかったもんが1人でわからん者が5人おったら、諮った場合はその多数のわからん方向へいくんですよ。逆の方向へ。一般質問でも言いましたように、児玉市長は郡の町長会の会長でもあります。県の町長会の会長でもある。全国の副会長でもある。非常に地方公共団体のちょっと人の優れた才能がある。こういうことからそういうポストを得てこられてきたと思います。賢いほど物わ

かりがええのうと、子どもでも言うでしょう。一遍か二遍言って、あんたあ賢いのう。早うわかったのうと。悪い賢い町長ほどがこういうこの改めようとしな。学問というものは何のためにあるんかと。私は戦前の高等科の一番勉強できんかった人間ですが、いいか悪いかいうことはわかるんです。字もよう書けないし、計算もできないが、いいんだろうか、悪いんだろうかいうことはわかるんですよ。私は一般対策に移行をして、「ああ、これは同和地区じゃ、ええのう、ええのう」というようなかたちを早くなくしていくと。みんな同じだと。こういう予算になぜされないのか。いつまでも予算をくれ、くれ、要求するだけ持って行って、一般の人は口に出すと中断をされますから言いませんけど、そういう手厚い援助をしているほど、そういう発言があるんです。それでこの合併推進協でみんなが認めたんだと言われるが、これは従前通りやっていこうじゃないですかということ町長が言われたと、当時の郡の会長が言われると、そりゃあいけんでということが言われんのですよ。しかしこうやって合併をしたんですから、そうすると改めていくということも確認をされているわけなんで、何年を目途に改めていくんかと。そりゃあこういう差別の残ったことが都合のいい人もあると思うんですが、都合のいい人を許しておくというわけにいかんと思うんですよ、今日。それで向原の場合は旧条例を適用していくということにならんとthinkんです。そういう条例がないんですから。援護資金、職業訓練、就業支度金、技能習得資金、自動車運転免許等々が向原にはないんですが、向原を除いてこの5町へ支給をしていくんか。

○松浦委員長 鳴石議員さんにちょっとお願いしたいんですが、簡潔にひとつお願いします。

○鳴石委員 はい。わかりました。

これは、どういうふうなことをやられるんですか。同和奨学金は一般対策として移行していくべきである。援護資金、そういうものを向原町かつて今まで対策事業やったけど、こういうものはやってない。運転免許も県の補助がなくなってから向原町はやってない。人権相談員、生活相談員も設置してないんですよ。これらの点をどのようにされるのか、具体的にどちらがされるんですか、答弁は。福祉部長、まあ市長がやられてその担当課がやってください。

○松浦委員長 はい。答弁を許します。市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 具体的な問題がお答えが必要なら、また担当の課長からお答えをしたいと思いますが、一般質問の中でも申し上げましたように、基本的には法がなくなったということで、一般施策に移行するという基本線です。ただ今残っておる先ほどおっしゃったような自動車とか、老人とか、4つぐらい残っておると思うんです。援護資金がですね。これは経過措置として当分の間続けると、こういうことでいずれはこれも一般に移行すると、こういう方向で今やっておるところでございます。隣保館の問題につきましては、これは法で認められておる施設でございます。

ますし、したがって社会教育施設として補助金も先ほど申しあげましたように入ってきておると、こういうことでございますので、これは引き続きこの制度を国の制度を補助金を利用して運営していくと、こういうことになろうかと思えます。そういうことで、基本的には一般施策に移行するという基本線は守って、順次、いつの時期にそいじゃあ完全なものにするかということは、まだ答弁することができませんが、順次一般に移行すると、こういうことで一番大きな奨学金等の問題は、既に一般施策に移行しておると、こういうことでございます。向原の場合も今まで行ってもらってありました予算については、予算付けをして多少よその、あとの旧5町とは違うこともございますが、予算付けをして人権を守る活動をしていくということでやっておるわけでございます。

○松浦委員長

続いて、毛利人権推進課長、答弁を求めます。

○毛利人権推進課長

はい。人権推進費の扶助費でございますけれども、5項目援護金を予算計上しております。これにつきましては、対象は全市でございますのでそのようなかたちでの支出を考えております。

○鳴石委員

委員長。

○松浦委員長

鳴石勸君。

○鳴石委員

見直しをしていく。よく「金を貸してくれ、わしゃあ期限までに払うけえ」という言うたが、もう2年も3年もなっても払わんよということをよく聞くんですが、見直しをするんだ、するんだ言うてもいつまでにするんですか。それと人権対策は向原は従来をやっていたことを、この他の5町とは違ってやるんだということになる言われましたが、それは対策はそれはそれなりとして思うんですが、援護資金の問題があるんです。援護資金。向原町はそういう援護資金がなかったわけです。支給してなかったんですから。法が失効してからは。だから条例がなかったところはしないんだと、あるところはするんだというのは法のもとの平等ということに欠けるんじゃないか。そんなら他の5町並にやろうということになると、逆行していくことになると。この点、どのように考えているか。それから解放団体の団体助成金、15年度は旧町で金額が団体にいくらの団体助成金を出されとるんか。向原は解放同盟と全解連とで20万ずつの40万です。他の5町はどのような団体助成金を交付されるのか。金額を述べていただきたい。

○松浦委員長

はい。答弁を求めます、毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長

はい。解放団体の助成金でございますけれども、15年度におきましては2,500万円でございます。

○鳴石委員

各団体で旧町で団体に出していたと思うんです。甲田町の団体になんば、吉田になんば、高宮になんば。

○松浦委員長

はい。答弁を求めます、毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長

少々お待ち下さい。

○松浦委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時53分 休憩

午後1時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 それでは、再開をいたします。

ただ今、毛利人権推進課長より答弁を求めます。

○毛利人権推進課長 冒頭2,500万と申しましたけれども、1,500万円の間違いでございました。旧町の15年度の実績でございますけれども、吉田支部が400万円、八千代が315万円、高宮が300万円、美土里町が270万円、甲田町が215万円。以上でございます。それからもう1点、先ほど援護金の件でございますけれども、全市民の対象でございますのでご承知おきを申し上げます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○天清委員 委員長。

○松浦委員長 天清斐雄君。

○天清委員 税務課長にちょっとお尋ねしますが、46ページですね、賦課徴収費の中の8節の報償費は、確か納税組合への報償金という説明があったらと思うんですが、この納税組合がですね、旧町単位ではあることないところがあるんじゃないかと思うんですが、それをまずちょっと。全部あるのか、それともどこどこにないか、ちょっとお知らせいただきたい。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。山本税務課長。

○山本税務課長 お答えいたします。納税組合のない旧町は八千代町であります。他の5町は全部あります。以上です。

○天清委員 委員長。

○松浦委員長 天清斐雄委員。

○天清委員 多分、うちだけがないんじゃないかと思うとったわけですが、これ、将来新しい市に合併したわけですから、八千代町だけがないと。あとの旧5町があるというようなことではなんか矛盾が生じるんじゃないかと思うんですが、この納税組合制度についてですね、将来的には解消されるのか、あるいは八千代町を復活させるのか、そこらのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松浦委員長 答弁を求めます。山本税務課長。

○山本税務課長 納税組合の設置要綱というのは全市対象でつくっておるんですが、今の旧町のままで取りあえず納税組合を引き継ぐということで、やっております。税務部会で決めておりまして、今あるものをそのまま引き継いで、八千代町でつくられるということになればですね、要綱に基づいてそれに適用すれば納税組合をつくられても良からうと思うんですが、基本的にはプライバシーの問題がかなり大きな問題になつてしまっていて、これをいつまでも続けるのは難しいんじゃないかというようには思っております。以上です。



○天 清 委 員 委員長。

○松 浦 委 員 長 天清斐雄委員。

○天 清 委 員 長 そうするとですね、多分八千代だけがないから八千代にそれを設立するということは難しいと思うんですよ。今いわれたようなプライバシーの問題があるということで、将来的にはなくなる可能性もあるんかもわかりませんが、これはやはり早急に是正していただかないと税の直接徴収した税から何パーセントかを戻してもらおうと。各地区に戻してもらおうということからですね、非常に公平性がなくなるのではないかというように気がするんですが、いずれにいたしましても早い時期にですね、改めていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○松 浦 委 員 長 他に質疑はありませんか。

○山本税務課長 委員長。

○松 浦 委 員 長 山本税務課長。

○山本税務課長 ちょっと説明が落ちとったんですが、以前旧町はですね、納税組合への奨励金というのは徴収した額に対して一律何パーセントということで交付することにしております。これはご存知だろうと思いますが、昨年も新聞に載りまして、裁判で負けるというような状況があります。一律に手数料で出すというのは法律違反じゃということが、もう出ております。一律いうんじゃなしに、取り扱ってもらった件数に対して手数料をというかたちで、出していこうというふうに変えまして、今1件取り扱ってもらえば250円出そうということに変えとります。言われましたように、いつまでもこの納税組合の制度に乗ってですね、収納していくというのはやはり今のプライバシーの問題とか、地域で集めていただいてもらっとる組織内の人につきましても、高齢化いたしまして「お金をかもうのはもうこらえて欲しい」と、こういうことも言われております。そういう意見も随分聞いておりますので、まだ逆に地域でコミュニティの場になっとるというのが納税、毎月1回集まるということで、集落の人がいつも顔を見ると、こういうようなコミュニティの役割を果たす部分がありますので、その辺をいろいろ状況を見ながらですね、納税組合の在り方について検討していきたいというふうには思っております。以上です。

○松 浦 委 員 長 他にありませんか。

○熊 高 委 員 委員長。

○松 浦 委 員 長 はい、熊高昌三君。

○熊 高 委 員 長 はい。時間も下がってきておるようですが、1点ほど市民生活課長さんにお伺いしたいと思うんですが、予算書の63ページ衛生費の塵芥処理費の関係で、これは主要には芸北広域環境衛生施設組合の予算だと認識しておりますが、私の方も芸北広域環境組合の方の議員もしておりますんで、いろんなかたちで意見は申し上げとるんですが、新たに安芸高田市という一体化したかたちの中でですね、今後この組合の中の一員としてやっていく流れの中で、少し質問したいというふうに思いますが、1点は最近呉でしたかね、処理費の無料化から有料化というようなことが

ありましたけども、そういったことに関して、広島市は無料というふう  
うに認識しておりますが、安芸高田市は以前からそれぞれ2町が加わっ  
て6町になったわけですけども、処理費があるわけですけども、かなり  
これが今回のような呉市のような状況が出てきますと、高いんではない  
かというような市民の声も出てきとるんですね。予算との関係でいえば、  
逆に無料にすれば当然予算が上がってくるということにもなると思っ  
りますんで、そのことを無料化して予算を多くしなさいと、当然私も言  
う立場ではないんですけど、リサイクルという問題も今出てきておりま  
す。これがリサイクル化をしてゴミの減量化、あるいはそのリサイクル  
によって生まれるお金というのもあるんですね。こういった収支のバラ  
ンスを考えた中で、できるだけ処理費の低額化ということも、一つには  
取り組む必要がある時代にきたんじゃないか、いうふうに思います。そ  
の点が1点と、今後リサイクル等の今も言いましたように、リサイクル  
によって有益な部分も出てきますので、その辺の市民に対する進め方と  
いうのも、ある意味そういった予算に対してのプラス面に出てくるとい  
う部分もあろうと思いますので、その辺の市としての取り組み、これは  
当然組合との連携もあろうと思いますが、その辺のお考え、あるいはか  
なり高齢化の中でゴミの収集場所の問題、かなり遠隔地まで行くとい  
うような状況もある地域もありますし、この設置については費用を出せば  
できるというようなこともあろうと思いますが、なかなかそういった取  
り組みができない地域もあろうと思います。そこらのことも含めてです  
ね、いろんな課題もあるんじゃないかということで、以前組合の方に直  
接市民の方にアンケートといたしますか、そういったことも取ってみては  
どうかというような意見も出したことがありましたが、先般も聞きます  
とちょうど安芸高田市合併の時期にあるのでそういった取り組みができ  
なかつたので、今後進めていくという組合の事務局の話はありましたが、  
安芸高田市でそういった取り組みのお考えがどうなんだろうかと言  
う点をお伺いしたいと思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 はい。基本的に今、安芸高田市、それから山県郡の3町で一般廃棄物  
の処理に関する業務というのは、今の芸北広域きれいセンターの方で行  
っているというのが基本だろうと思います。1点目のすべて今の1点、2  
点、3点については関係あるんですが、その中で手数料の関係につき  
ましてはその議会、その中でお話をされていることでございますので、  
安芸高田市としてですね、それをどうかという話につきましてはちょ  
っと難しい、言えない点があると思います。それからそれによってまたリ  
サイクル等云々かんぬんありますが、いろんな歳入の費目がござい  
ます。それによって今のリサイクルに関する処理手数料というの  
も、芸北広域の中の予算の中で入ってきておりますから、その中で今の係  
る費用を少なくしていくという努力もされているものだと思っております。  
市としての取り組みはですね、やはりその明らかにこの負担金という金額を1

円でも安くするにはどうしていけばいいんだろうか。かかってあるからもうこれだけ要るんですよ、それは現実だと思うんですが、それに係るまでここにゴミを持って行かないこと、それに持って行かなければゴミはどうするんかということを考えていながら、市としての負担金という金額を少なくしていくという方向を持つべきだろうと私は思っております。それによりまして、今現在では合併前の2町がやっておりましたものを生ゴミの処理機の補助金とかですね、そういうそれとか、ゴミ収集所ですね、ステーションですか、その分の設置についての補助金等は予算管理の中にしておるものでございます。それによりまして少なくとも環境にやさしい、環境対策言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、そういうかたちでなるべくリサイクルを進めていって、市民の中でもリサイクルを進めていく。そして行政も同じくリサイクルを進めていって減量化を図っていく、それによって基本的にはこの芸北広域への負担金を1円でも少なくしていこうという考え方でやっていくように、今回もいろんな予算措置をしているものでございます。以上でございます。

○熊高委員 委員長。

○松浦委員長 はい、熊高昌三委員。

○熊高委員 このゴミの処理の問題、私は名称を環境施設組合と申しましたが、これはし尿処理の方だったのですかね。名称は間違っておりましたけども、ゴミ処理の関係であります、今のご答弁は、わかったようなわからんような答弁であります、特に今この問題というのはかなり大きな社会的な課題なんですね。そういった観点からすると答弁、冒頭にそれは組合の問題だからというようなニュアンスのお答えもあったように思いますが、そういった考え方ではなかなかこの問題というのは解決できないという思いがします。市長も副管理者としての立場もありますので、そういった立場からこの問題については大きな関心をもっておられると思いますので、しっかりこの取り組みをしていただきたいというふうな思いがしています。この環境問題、ゴミの処理費の問題というのは、野焼きの問題とまたつながるとるんですね。かなり野焼き自体も県の条例で禁止はされていますが、徹底されていないという状況なんです。これはやはり処理費等の問題ともあるということも多分にあると思います。環境問題、こういったものとも大きな関わりがある問題で、やはりもっともっと市民に対するPRも含めてですね、積極的な市としての取り組みの姿勢というのをやっていただきたいと思います。市長にその点についてのお答えをいただきたいと思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 環境問題というのは、今から一番大きな課題でございます。ただ、出た物を処理すりゃあええという問題ではないわけで、その前段の段階でどのようにゴミを減量化するかと、そういうような工夫も必要だろうと思います。そういうことで、今ご意見がありましたものを踏まえて今

後具体的に係の方で検討していきたいと思ひますし、取りあへずは今まで2町でやとった生ゴミの処理機も単市で補助金を全市に広げたというようなことでございますので、取り組みをしていきたいと思ひます。

○松浦委員長 他に質疑はありますか。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 ちょっと落としたんですが、15年度の団体助成金の金額を教えてくださいましたんですが、人権推進費の負担金補助及び交付金2,402万3,000円、これはここの中で国、県の支出金203万4,000円とありますが、補助金の中に補助金を出すのに対して国、県の補助があるんですか、ないんですか。それでこの金額の中に団体助成金が入っておるんですか。15年度並に団体助成金を考えておられるのかどうなのか。そこらの金額を教えてくださいたいと思ひます。

○松浦委員長 答弁を求めます。毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 はい。7目人権推進費の19節の負担金補助及び交付金の2,402万3,000円でございますけれども、これにつきましては単市単独の補助金でございます。国、県の補助金ではございません。

○松浦委員長 他に質疑はありますか。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 私が間違つたことを言ったかもしれませんが、団体助成金に補助金の金額欄はどこにあるんですか。私はここにあるんじゃないかと思つて言ったわけなんです、何ページのどこへ出てとるんですか。それから団体補助金それぞれの金額を補助しようと思つて計上した合計がこれになるということを教えてくださいたい。

○松浦委員長 答弁を求めます。毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 はい。先ほど申しましたように、団体補助金につきましては54ページでございます。7目人権推進費の内、19節2,402万3,000円の中に解放団体の助成金も含まれております。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 改めて申し上げます。この19の負担金補助及び交付金の2,402万3,000円の中で、各団体に解放団体の助成金にいくらの金額が予算化されているか。以上です。

○松浦委員長 答弁を許します。毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 はい。お答えします。2,402万3,000円の内訳でございますけれども、青少年助成金223万3,000円。それから人権対策協議会補助金220万円、これは向原町のものでございます。女性会の補助金206万円、それから住宅貸付金利補填162万6,000円、負担金の分につきましては三次の人権擁護委員の協議会へ24万4,000円と、それから国の啓発センターへの負担金ですけれども6万円。それから別途団体補助へ60万支出するように

しております。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 ちょっとわからんの。各団体にいくらの予算をしとるんかと言っとるでしょ。15年度は甲田、向原、高宮にいくらしたいのが。わからんのが質問しようるんですから、わかるように答弁して下さい。根拠のない金額は出んでしょ。

○松浦委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 今お尋ねされているのは、解放団体への補助金をと言われるんでございますか。はい。わかりました。解放団体につきましては、先ほど申しましたように解放同盟につきましては1,500万円でございます。別途、名称変わりましたが、40万円の助成をしております。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 鳴石勸君。

○鳴石委員 再質問させないようにして下さいよ。質問が下手ですから常に委員長から注意を受けますから。さっきも言いますように、わからんもんにわかるように答弁をすると。児玉市長はこの委員会や議会へ出てくる執行部は優秀な人を人材を抜擢されとると聞いとるんですから。合計を出すには下の数字が要るでしょう。合計を出すにはどこの団体へなんぼ、なんぼの合計が出るんだと、これを言って下さいと言ってるんです。

○松浦委員長 今回の回答ではまだおわかりにならないですか。

○鳴石委員 わからんですよ。

○松浦委員長 それではですね、今日のこの予算委員会、大変委員長の立場で大変失礼ですが、後、担当とですね、ひとついろいろと討議してまた理解をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鳴石委員 委員長。

○松浦委員長 はい。

○鳴石委員 大体、問題ですよ。なぜ言わないのか。15年度は言われて、16年度新しい年度はなぜ言われんのか。人輝く安芸高田じゃないんですか。言えることでしょうか。なぜ言わんのですか。

○松浦委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 それでは、再開をいたします。

ただ今の鳴石委員さんの質問に対して答弁を許します。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 はい。解放団体の助成金につきましては、15年度と同額ということをお申しましたので、16年度につきましても解放同盟につきましても1,500万。それから他の全解連につきましても40万円でございます。

- 鳴石委員 委員長。
- 松浦委員長 はい。
- 鳴石委員 ちょっとよくわかりませんから、後から居残りで聞かせてもらいますから、よろしく担当課に話しておいて下さい。
- 松浦委員長 はい。そのようにお願いします。  
他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
この際、10分休憩いたします。14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松浦委員長 それでは、再開をさせていただきます。  
ただ今、市民部の予算につきましては、質疑終了いたしておりますが、担当課長の答弁に一部訂正がしたいと申し出がございましたので、訂正の申し出をひとつ皆さんに申し述べさせていただきます。

- 毛利人権推進課長 委員長。
- 松浦委員長 毛利人権推進課長。
- 毛利人権推進課長 鳴石議員さんの質疑の中で答弁に訂正がございますので、お願いいたします。16年度の解放団体への助成金でございますけど、解放同盟への助成金15年度実績によりまして1,500万円を計上したと言いましたけれども、その内美土里町につきましては13年度実績で上げております。14年度、15年度につきましては支部の活動が中止されとりましたので、13年度実績の中で解放団体への助成金を計上しております。以上でございます。

- 松浦委員長 続いて、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件の内、福祉保健部に関わる部分及び第38号平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算についての件から、議案第40号安芸高田市介護保険特別会計予算の件についての3件を一括議題といたします。

福祉保健部長からの要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長。

- 福田福祉保健部長 はい。失礼いたします。それでは福祉保健部の所管の予算説明をさせていただきます。

まず新市になりまして、福祉事務所が設置されたということになりまして、予算が少し増えております。それと今まで安芸たかた広域連合で実施していただいていた障害者福祉に関する事務がですね、一般会計の方に入ってきております。そういうことから予算が少し膨らんでおります。

それでは、歳入から説明をいたします。まず18ページをお開き下さい。

款12分担金及び負担金、項2負担金の目2の民生費負担金でございますが、節1の社会福祉費負担金4,470万1,000円。これは右側に書いてありますように老人保護措置費負担金、障害者保護措置費負担金、老人在宅福祉費負担金等でございます。それと節2の児童福祉費負担金1億8,203万7,000円、これは児童福祉に関係しまして保育所の保護者負担、それから広域入所の関係での他町村からの負担金等でございます。

19ページに参りまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料でございますが、1節社会福祉施設使用料、老人福祉施設使用料でございます。1万円。それと目3の衛生使用料の方で説明のところにございますが診療所の使用料といたしまして2億1,217万4,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。項2の手数料として目2衛生手数料で、説明の方に参りまして、診療所の証明手数料といたしまして144万2,000円。4カ所の診療所での証明手数料でございます。

それと21ページ。款14国庫支出金、項1国庫負担金の目1民生費国庫負担金でございますが、これが全体で8億6,988万8,000円。節1の社会福祉費負担金といたしまして3億2,791万8,000円、これは養護老人ホーム入所措置とか、身障者の身体障害者の入所措置、厚生医療、補装具給付とかいうかたちの知的障害者福祉費負担金等でございます。それと老人福祉施設整備費負担金といたしまして、特養老人ホームの建設関係の国庫負担金がこちらに入っております。節2の児童福祉費負担金でございますが、これは私立保育所措置費、それから児童手当等の関係が主なものでございます。それと3節の生活保護費負担金といたしまして3億4,479万7,000円が生活保護費負担金で国庫からの負担金でございます。次の目2の衛生費国庫負担金でございますが、節1の保健衛生費負担金897万9,000円、これは保健事業費負担金、総合検診、健康教室等の負担金でございます。

それから22ページをお開き下さい。項2の国庫補助金、目2の民生費国庫補助金でございますが、全体で4,331万7,000円、この内社会福祉費補助金といたしまして3,898万2,000円。老人保健医療費適正化事業費補助金、障害者福祉費補助金、知的障害者福祉費補助金等でございます。それと2節の児童福祉費補助金として332万6,000円。3節の生活保護費補助金としまして100万9,000円でございます。

それから次のページに行ってくださいまして、項3の委託金でございます。目2の民生費委託金の中で節2の児童福祉費委託金4万1,000円特別児童扶養手当事務費委託金でございます。

24ページの款15県支出金、項1県負担金でございます。目2の民生費県負担金といたしまして、全体で1億658万9,000円。まず1節の社会福祉費負担金でございますが5,384万7,000円、先ほど国庫補助の負担金があったように老人保護措置費の負担金、それから国民健康保険基盤安定負担金大きいものがございます。それと老人福祉施設整備費負担金

として特別養護老人ホーム建設費の県の負担金でございます。それから目2の児童福祉費負担金、これもほとんど私立の保育所児童保護措置費の負担金ということで、私立保育所への措置費でございます。それと児童手当がほとんどでございます。それと3目の衛生費県負担金としまして897万9,000円、先ほど言いました保健事業費負担金、総合検診とか健康教室等のものがほとんどでございます。

次のページで項2県補助金、目2民生費県補助金といたしまして全体で2億8,405万1,000円。1節の社会福祉費補助金といたしまして2億2,724万3,000円。これひとつずつ読めば長くなりますけども、説明覧については省略させていただきます。それから2節の児童福祉費補助金として5,680万8,000円。乳児医療とかひとり親家庭等の公費医療の関係、それから特別保育事業と、放課後児童対策事業補助金等でございます。それと3目の衛生費県補助金といたしまして、1節の保健衛生費補助金1,103万6,000円でございます。

それから29ページの方お願いします。項3委託金といたしまして目2民生費委託金2万3,000円ですが、金額は小さいんですけども援護費、援護事務業務の交付金、それから3目の衛生費委託金の方で原爆特別措置法施行事務委託金として、原爆事務に対して22万3,000円でございます。

それから31ページお願いいたします。款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2の老人保健特別会計繰入金として存目でございます。それから34ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入でございますが、目4の高齢者住宅整備資金の貸付元利収入といたしまして267万4,000円。それと目5の障害者住宅整備資金貸付元利収入として226万3,000円計上させていただいております。

それから36ページお願いいたします。項5雑入、目4雑入でございます。その中の3節雑入の中の福祉保健部の方、社会福祉課関係の雑入が80万。それから高齢者福祉課関係の雑入、それから保健医療課関係の雑入といたしております。この内訳はですね、社会福祉課関係の方80万につきましては、保育所職員の給食代、それから高齢者の方につきましては養護老人ホーム高美園措置費の県の町村会からの委託での措置費が入っております。それと保健医療の方は総合検診、献血等でございます。

それから37ページお願いいたします。款21市債、項1市債、目2の民生債でございますが2億300万円でございます。高齢者住宅整備資金貸付事業が840万。障害者住宅整備資金貸付事業が1,260万と、社会福祉建設事業が1億8,200万でございます。

歳出の方に入らせていただきます。51ページからお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが7億3,311万2,000円。この主なものといたしまして、社会福祉総務費として一般職員の人件費、それから大きいものとして、主なものは民生委員、児童委員、生活指導員といたしまして委嘱しております137名の報酬、それから負担金のところで社会福祉協議会等の負担金等が入っております。



す。それと国民健康保険特別会計への繰出金が2億2,708万9,000円が、大きいものでございます。

次のページで目2身体障害者福祉費2億6,462万5,000円でございますが、右側に項目を掲げておりますが、これは身体障害者の居宅生活支援とか施設入所者訓練費等のものが、障害者に関するの扶助費等でございます。

53ページで目3の知的障害者福祉費といたしまして2億6,799万円でございますが、これは知的障害者への居宅生活支援等福祉事業に関わるものでございます。それと目4の老人福祉費でございますが11億6,007万6,000円。これは在宅福祉事業費、それから老人保護措置費、介護保険、老人保健医療費給付事業と、大きいものとして老人保健特別会計への繰出金。介護保険特別会計への繰出金等でございます。

それと54ページの目6の社会福祉医療公費負担事業費1億6,865万8,000円でございますが、老人医療、それから重度心身障害者等への医療費の公費負担事業等が主なものでございます。

それと55ページで目9の福祉センター費1,973万7,000円で、これは委託料として1,973万7,000円でございますが、福祉センター等の運営費、指定管理をいたしております吉田老人福祉センターとかふれあいセンターいきいきの里、それから向原総合福祉センター管理委託等でございます。次の目10の社会福祉施設費2億9,248万3,000円、これが特別養護老人ホームの建設費が主なものでございます。

それと56ページで項2児童福祉費の目1児童福祉総務費でございます。これは児童福祉総務管理費及び向原にあります児童遊園地管理費等でございます。それから目2の保育所費7億8,858万9,000円、これは保育所の職員の人件費が4億1,224万5,000円。それと市内10カ所ございます公立の保育所の維持管理費運営費でございます。それと目3の児童手当費9,235万9,000円、これは児童手当給付事業費でございます。目4の児童扶養手当費7,572万8,000円、これも同じく扶養手当の関係でございます。

次のページの目5児童福祉医療公費負担事業費3,571万8,000円、これはひとり親家庭等医療公費負担、乳幼児医療等の費用でございます。目6児童福祉施設費4,817万円、これは児童館が市内には3カ所ございます。それとか子育て支援施設運営費といたしまして放課後児童クラブとかいうかたちでやっておりますが、それらの運営費でございます。それと次の項3生活保護費、目1生活保護総務費でございますが347万8,000円これは生活保護事務をするための管理運営費でございます。それと目2の生活保護扶助費といたしまして4億5,973万1,000円でございます。次の項4災害救助費、目1災害救助費は7,000円でございます。

次に60ページをお願いします。次に款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億3,615万円でございます。これは一般職員の人件費、それと保健衛生総務費、総務管理費でございます。目2の精神保健費1,357万9,000円。それから目3の母子保健費といたしまして1,548万円。それと次のページで目4老人保健費6,698万3,000円。老人保健の推進事

業費でございます。それと目5の予防費といたしまして4,440万3,000円、これは予防接種等の事業でございます。目6の保健センター費でございます。市内に保健センターが4ヵ所ございまして、その管理運営費でございます。それと次の62ページ目8診療所費2億2,016万円でございますが、右側に書いてございますように診療所の運営費でございます。一般会計の方は以上でございます。

次に平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算についての概要を説明いたします。歳入歳出それぞれ30億1,006万2,000円といたしております。それと一時借入金につきましては最高額7億円とさせていただいております。まず被保険者を16年度の国民健康保険事業のこの予算を編成するにあたりまして、被保険者数を一般被保険者1万1,599人、退職被保険者等が2,894名、それと世帯数を一般被保険者を6,698世帯。それから退職被保険者等が1,170世帯と見込んで予算を作成しております。

それではまず歳入から。112ページをお願いいたします。まず款1国民健康保険税、項1国民健康保険税ですが、目1の一般被保険者国民健康保険税を6億2,968万3,000円を計上いたしております。目2の退職被保険者等国民健康保険税1億8,739万6,000円。計で8億1,707万9,000円と計上いたしております。

次の款2使用料及び手数料、項1手数料でございますが、目1総務手数料は1,000円、存目でございます。

それから113ページの款3国庫支出金、項1国庫負担金でございます。主なものとして、目2の療養給付費等負担金6億7,544万3,000円を計上いたしております。それと項3の高額医療費共同事業負担金といたしまして1,176万6,000円。次に項2の国庫補助金といたしまして、目1財政調整交付金といたしまして2億8,849万4,000円をお願いしております。

それから次のページの款4の県支出金の項1県負担金でございますが、目1高額医療費共同事業負担金といたしまして1,176万6,000円計上いたしております。

次の款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金でございますが、目も同じくで7億3,379万8,000円を計上いたしております。

次のページの款7共同事業交付金の項1高額医療費共同事業交付金といたしまして4,706万5,000円を計上いたしております。

次の116ページをお願いいたします。款8財産収入、項1財産運用収入といたしまして、目1利子及び配当金で302万8,000円。

それから次の款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計からの繰入金を2億2,708万9,000円をお願いしております。それから同じく繰入金で項2の基金からの繰入金で目1財政調整基金繰入金として1億9,451万8,000円を計上いたしております。

それでは歳出の方へ移らせていただきます。119ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費で目1一般管理費でございますが5,492万6,000円、これは一般職員の人件費5名分でございます。それと

国保事務する総務一般管理費でございます。それと目2の連合会負担金として178万5,000円を計上いたしております。次の項2徴税費、目1の賦課徴収費でございますが、116万3,000円をお願いしております。

次のページ120ページでございますが、目2納税奨励費700万円。それから目3の滞納処分費として16万6,000円。次の項3の運営協議会費といたしまして30万5,000円をお願いしております。

それから121ページでございますが、款2の保険給付費、項1療養諸費といたしまして、目1一般被保険者療養給付費9億5,097万2,000円、それから目2の退職被保険者等療養給付費として7億2,278万4,000円、目3の一般被保険者療養費として346万9,000円。目4の退職被保険者等療養費として254万7,000円、目5の審査支払手数料として552万3,000円計上させていただきます。

122ページをお願いいたします。項2の高額療養費で目1一般被保険者高額療養費1億2,284万円、目2の退職被保険者等高額療養費として4,509万1,000円、次の項3の移送費のところはそれぞれ存目でございます。それから次のページ123ページでございますが、項4の出産育児諸費といたしまして目1出産一時金としまして1,800万円でございます。次の項5の葬祭諸費といたしまして2,219万円計上させていただきます。

次に款3老人保健拠出金、項1老人保健拠出金といたしまして目1老人保健医療費の拠出金として7億5,625万8,000円、それから目2の老人保健事務費拠出金として1,693万8,000円を計上いたしております。

124ページをお願いいたします。款4介護納付金、項1介護納付金といたしまして1億4,547万3,000円。

それから次の款5共同事業拠出金といたしまして目1の高額医療費の共同事業医療費拠出金で4,706万5,000円。

それから款6が保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費といたしまして645万1,000円。次の目2の疾病予防費として1,357万円計上させていただきます。

それから款7基金積立金、項1基金積立金でございます。目1財政調整基金積立金として302万9,000円。

それから款8公債費、項1一般公債費で目1の利子として350万円を計上いたしております。

それから126ページをお願いいたします。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金として大きいものとして目1の一般被保険者保険税還付金を150万円、その他以下は見ていただきたいと思っております。

それから次のところの127ページで款10予備費、項1の予備費といたしまして5,680万3,000円を予備費として計上させていただきます。

続いて老人保健の方へ入ります。133ページをお願いいたします。平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ56億9,391万1,000円とさせていただきます。それと一時借入金の最高額を5億円とするものでございます。老人医療費、老人保健事業

の予算を組みますのに、被保険者数を約7,700名見込みをして予算を作成したものでございます。

それでは歳入から。138ページをお願いします。まず歳入で款1支払基金交付金、項1支払基金交付金でございまして、目1の医療費交付金34億148万9,000円。目2の審査支払手数料交付金として2,176万円でございます。

次の款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金として15億1,177万3,000円計上させていただいております。それと次の款3の県支出金の県負担金でございますが、医療費負担金として3億7,794万4,000円をお願いしております。

それから139ページの款4の繰入金、項1一般会計繰入金として3億8,093万8,000円を計上いたしております。

続いて歳出の方へ参ります。141ページをお願いいたします。款1の医療諸費として目1医療給付費56億2,449万6,000円。それから目2の医療費支給費として4,465万2,000円、目3の審査支払手数料として2,176万円計上させていただいております。

次の款2公債費、項1一般公債費、利子でございますが200万円計上させていただいております。

あとは存目でございます。

最後の142ページの款4の予備費のところでは予備費を100万円計上させていただいております。

続いて介護保険の方へ入ります。143ページで16年度安芸高田市介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ28億8,769万4,000円と、一時借入金の借入最高額を1億円と定めさせていただいております。

まず歳入でございますが、148ページをお願いします。款1保険料、項1介護保険料目1の第1号被保険者保険料として4億629万円を計上いたしております。それぞれ現年度分特徴、普徴から滞納分として計上させていただいております。

次の款4国庫支出金でございますが、項1の国庫負担金といたしまして目1の介護給付費負担金5億7,041万円でございます。次の149ページでございますが、款4国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の調整交付金で2億3,415万1,000円でございます。

次の款5支払基金交付金としまして目1の介護給付費交付金としまして9億1,265万6,000円でございます。

次の款6県支出金、項1県負担金、目1の介護給付費負担金として3億5,650万6,000円を計上させていただいております。

151ページのところで款9繰入金で項1基金繰入金として介護給付準備基金からの繰入金として1,612万6,000円。それから項2の一般会計繰入金といたしまして目1の介護給付費繰入金3億5,651万1,000円。目2の事務費繰入金として2,996万4,000円を計上いたしております。

それと款10の繰越金といたしまして、前年度からの繰越金として500万円をみております。

続いて歳出に入らせていただきます。153ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが171万2,000円で、一般管理費、介護保険の事務の管理費でございます。次の項2の徴収費でございますが、目1賦課徴収費9万円、それと目2の滞納処分費が1万1,000円、介護保険料徴収に關しましての費用でございます。154ページをお願いいたします。項3の介護認定審査会費として、目1の介護認定審査会費728万1,000円は介護認定審査会の審査していただきます経費でございます。目2の認定調査等費でございますが2,468万3,000円を計上させていただいております。

それから次の款2保険給付費の項1介護サービス等諸費でございますが、目1の居宅介護サービス給付費9億5,000万円でございます。それから目3の施設介護サービス給付費が16億2,000万円でございます。それから次のページの目5の居宅介護福祉用具購入費として500万円を計上させていただいております。目6の居宅介護住宅改修費として3,000万円、目7の居宅介護サービス計画給付費として1億1,000万円でございます。次に項2の支援サービス等給付費として目1居宅支援サービス給付費として7,500万円を計上させていただいております。156ページをお願いいたします。目3の居宅支援福祉用具購入費として100万円、目4の居宅支援住宅改修費として1,100万円、目5の居宅支援サービス計画給付費として3,100万円を計上いたしております。続いて項3その他諸費といたしまして、目1の審査支払手数料400万円をお願いしております。それと目2の介護給付費請求電算処理システム料として20万円でございます。次の項4の高額介護サービス費といたしまして、目1高額介護サービス費で1,500万円を計上いたしております。

最後のところの款6に予備費といたしまして100万円計上させていただいております。以上でございます。

○松浦委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 浮田洋吾委員。

○浮田委員 浮田でございます。先ほどは助役さんよりですね、滞納繰越分の徴収について、まさに積極的な答弁をいただきまして私大変これを受けて言いにくいのでありますが、あえて質問させていただきます。実は18ページですね、保育所保護者負担金の滞納繰越分として200万ここに計上されておりますが、私の調査した範囲によりますとですね、一桁違うとるんじゃないか。一桁いうたらちょっと言葉がちいと大げさであります。1,000万近く滞納分が溜まるとるんじゃないかというふうに、私は思いますので、もしかできればですね、現在保育所のそれぞれの保育所について、実績分を名前はよろしいですから、何名で金額はなんぼと

いうことを提示していただくか、あるいは旧町の支所で、それぞれの保育所の分をまとめているんだから、それぞれの保育所はできんよと言われるんなら、各支所でまとめた分につきまして、現状をですね、私ども200万というのは、非常に疑問がありますので現状について数字が許されるのであれば提示をしていただきたいというふうに思います。

○松浦委員長

これは助役さんですか、担当。

福祉保健部長、答弁を求めます。福田美恵子君。

○福田福祉保健部長

はい。ただ今の浮田委員さんの質疑でございますが、保育所等の滞納分ということでございます。すみません、ちょっと足しますので。

○松浦委員長

はい。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時55分 休憩

午後2時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長

それでは、再開をさせていただきます。

○福田福祉保健部長

滞納繰越分といたしまして14年度分までで、この3月末ということでございまして旧町毎ということでございますので、吉田町が439万1,480円でございます。八千代町が138万7,880円、それと美土里町が86万700円、高宮町が302万1,850円、甲田町が118万3,400円、向原町はゼロとなっております。以上でございます。合計1,084万5,310円になるかと思っております。

○松浦委員長

他に質疑はありませんか。

○浮田委員

委員長。

○松浦委員長

浮田洋吾委員。

○浮田委員

私がこの問題をなぜかと言いますとですね、保育所がややもすると私立でなしに公立になつとるから、これは当然幼稚園と違って市として、要するに児童福祉法というか、男女共同参画の社会の実現というか、そういうもんでどうしても指導を設置しなければならないというのが保育所のあり方だろうと思えます。幼稚園は文部省の方で私学振興室ですから、絶対に幼稚園をこの地区につくれとは言わんはずで。地区が本当に幼稚園が必要なら是非とも幼稚園を設置してくれということで、県庁へ申請して、初めて県庁がオーケーするかどうかの問題ではないかと、私は理解しとるわけですが、幼稚園については調べましたが、まったく繰り越しとか納入してないとか、まったくありません。ただ保育所がややもすると行政のしょうなし言うたら言葉が悪いんですが、そうした分について指導するんで、甘えとるんじゃないかと。特にこれが私立ならまだしもですね、私立でも八千代に2つ私立がありますが、私立でも今現実的にありますが、特に公立だから甘えるんじゃないか。それをですね、園長がひとつも催促に行く訳じゃない。その職員がひとつも行くわけではない。みな担当役場の職員が行って「納入して下さい。納入して下さい。」とこんな馬鹿げた話しはないんですよ。やっぱり幼稚園を担

当しとる者が園長以下、そこの職員がですね、やはりその保護者のところへ行って催促するのが本来のあり方だろうと思うんですよ。要するにただで雇うとるんじゃないんですよ。保育所の職員についても、要するに責任者についても。だからそれならそれなりの責任を持ってもらわなきゃいけないし、逆に言ったら役場の管理者として指導せんにはいけないのだろうと思うんですよ。私はこうした問題が普通の税金とは違うと思うんですよ。特に子どもの教育については先般も一般質問でも申しましたように、就学前教育の必要性ということを考えたらですね、保育所へ行くのにその保育料を払わん。いつでもなるよという子どもがですね、大きくなった時に、親に保護者になったときにどういう保護者になるんかということを私は未恐ろしいです。だからあえてこの問題を私は取り上げたわけですが、この問題について先に助役さんは非常に積極的な答弁をいただいたんで、あえてもう一度助役さんの答弁を求めます。

○松浦委員長 はい、答弁を許します。助役、増元正信君。

○増元助役 助役でございます。議員の先生、おっしゃられるとおりでございます。先ほども申しました通り、一般税を含め介護保険料、水道料、下水、あるいはし尿、あるいは住宅、保育料と非常に多岐にわたっておる中で、それぞれこれまで旧町でも取り組んで参りましたし、事情はあるというふうにも思いますし、使用料の性格等につきましても、保育所につきましても、保育にかける福祉の観点があるということで、いたずらにその保育所を退所していただくということも、これは福祉の観点からも難しいと、いう面もありますし、水道料等につきましては水道を停止させていただくということも考えられるわけでありまして、福祉の観点から保育料等につきましては難しい点もあると。保育所の運営については保育所の現場がひとつの経営体として取り組めばいいいんではなかろうかというふうなご指摘もあったかと思っておりますけれども、現在の直営方式の中では、保育士さん等につきましては現場の責任者として大事な子どもさんを預かって保育にあたると。ただ経営等につきましてはやはり事務方といいましょうか、それを担当する課がですね、諸々の事務を取り扱うというふうな事務分担をしながらやっておりますので、現場の職員もそういうふうな収入あつての初めて自分の給料もあるというふうな認識を持っていただくということも必要かと思っておりますけれども、そこはひとつの組織の中で、これから職員の意識改革も含めてやっていきたいというふうに思いますし、ケースケース、非常に難しい場面も出てくるわけですので、法的措置も取らなければいけない。そういうふうなことを今後ですね、対策本部の中で情報交換をしながら、もちろん担当課の責任は堅持しながらもですね、市としてあるところはやる。あるところはやらないということでは市としての一体性が見込めないというふうな中で、対策本部の中で意思統一をしながら一体的な取り組みをしていくということをやりたいと思っております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○今村委員 委員長。

○松浦委員長 はい、今村義照君。

○今村委員 はい。ちょっと総括的な質問をいたしますが、今回改めて福祉事務所が開設になったわけでございます。それによる新規事業事務とですね、福祉全般にわたってどのような成果を総合的に期待されておられるのか、そこがまず1点でございます。

それと国保の問題でございますが、見込みをですね、それぞれ数字を上げられました。診療のための人数及び所帯でございますが、14年度あるいは15年度と比較してですね、本年度はどういったようなことで算出はなされたのか。同様に、老人保健についてもそれをお示し願いたいと思います。以上3点お願いいたします。

○今村委員 はい、答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子君。

○福田福祉保健部長 はい。第1点目の福祉事務所を設置したことによる成果というか、そういうご質疑でございますが、実質福祉事務所の中での仕事といいますのが、一番には生活保護の事務が全部こちらへ参っております。いうかたちで、それとか、母子福祉ですね、そういうかたちで県でやっておられた業務も伝達事務としてはあるんですけども、それらも相談員さんはこちらへ来ていただいて、直に身近に相談を受けていただくというかたちの中で、そういう福祉の面からいたしますと時間的にですね、申請してすぐそれを認可して、承認するというかたちではないんですけども、やはり住民サイドからいたしますと今まで町村の方へ相談においでになって、それをまた県の方へつないでというかたちの中でやっておりましたが、時間的に早くその結果、処理というものができるようになったのではないかと考えております。

それから国保ですよね。国民健康保険におきましても医療費も急激ではないんですけども、少し上がっている状況でございます。それと被保険者におきましても、やはり退職被保険者等も増えているという状況で、人数的に何人増えているというのはちょっとあれなんですけども、被保険者数も増を見込んでおります。それと医療費にいたしましてもやはり増えている現状で、今回こういうかたちでの計算をさせていただいております。

それと老人保険につきましても、やはり年齢がですね、今度75歳から老人保険になるわけですが、今段階的に5年間かけて全体で75歳からいうかたちになっていくわけですが、その老人保険でまだ該当してみるというところがございますので、70歳以上ですね、それもまだ該当する部分が即切れておりませんので、段階的にそれをもっていくいうかたちの中で、やはり医療費等も伸びております。いうことから計算でさせていただいております。総体的に医療費等が伸びておるということでございます。

○今村委員 委員長。

○松浦委員長 はい、今村義照君。



○今村委員 老人保険にですね、予備費として100万円組まれておるわけなんです。実際には今年の場合は果たして9月になるのかわかりませんが、例年ですと最終的に銭目が決まるのはですね、9月頃になってですね、今までの甲田町時代の例ではですね、慌てて多額の補正予算を組まざるをえなかったという現状があったわけでございます。その点を今回の新市における老人保険の予算化としてですね、ちょっと危惧する面があるんですが、これで本年度の場合は大丈夫なのか、そこら辺の見通しはどのようにか。

○今村委員 はい、答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子君。

○福田福祉保健部長 はい。急激な病気等が年齢が高いということから、いろんなかたちでの病気が進みますと、ちょっとそこまではあれなんですけども、今回こういうかたちでの予算で行けるのではないかなということをお願いしております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○竹田委員 委員長。

○松浦委員長 はい。竹田誠荘君。

○竹田委員 先ほどから不良債権の問題がいろいろ出ておまして、助役さんは、全力を尽くしてやっていこうという、最悪、最終的には法的手段を取るということ度を言っておられますが、安芸高田市として法的に相談に行く顧問弁護士を現在雇われているのか、契約をされているのかどうか。またその契約されておられましたら、その法律事務所を教えてください、そういうふうに思います。

○今村委員 はい、答弁を許します。新川総務部長。

○新川総務部長 安芸高田市の場合の顧問弁護士の関係でございますが、旧6町ともですね、いろいろ弁護士を設置されておりました。1点的場弁護士さんといわれる方がですね、高田の中で3町ほど委託業務をされておりました。そういう状況の中で、1名のこうした自治体の恰好についての相談業務につきましては、的場弁護士さん。それと今日非常に先日来からも言っておられました公共事業等の防対等の関係。防対専門の弁護士をですね、1名ほど選任をさせていただいて2名ほど今回の市の発足と同時に顧問弁護士ということで設置をさせていただいております。以上でございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 はい。浮田洋吾委員。

○浮田委員 浮田でございます。福祉保健部長にお尋ねをいたします。

実は老人福祉大会と敬老の日の行事の件でございますが、成人式については定例会の時に今年は一堂に会してお盆にやるというはっきりした見解がでておりますが、老人福祉大会並びに敬老の日については、いろいろ噂ではですね、やれ一堂に会してやるとか、敬老の日については各振興会へ任すとか、お願いするとかいろいろ噂は聞いております。ただ正式には行政としてはどういう方向で一応敬老の日並びに老人福祉大会

を挙行される考えなのか、そこらについて質問をいたします。

○今村委員

はい、答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子君。

○福田福祉保健部長

ただ今の質疑でございますが、老人福祉大会、これにつきましてはまだ日にちは確定はしておりませんが、安芸高田市になりまして1カ所で旧吉田町になるかと思っておりますが、こちらで1カ所で福祉大会としてお集まりをいただきたい。お集まりをいただいて何か講演か何かをしたらどうかというかたちで、今計画を練っているところでございます。それとただ今ご指摘にありました敬老会でございますね。これにつきましては、合併協議会というか事務担当の方の調整のなかでございましたが、まず今まで各町それぞれ町が主催で、行政が主催でやっていらっしゃるということか、その地域でやってらっしゃったと、それと社会福祉協議会がされていたと、いろいろとございます。そうした中で今度この安芸高田市になりまして、敬老会につきましては地域で皆さんで敬老を祝ってあげたらいいんじゃないかという市長さんの方針でもございますし、福祉大会は1カ所でやるということで、敬老会については予算を付けまして地域で今の振興会の方へお任せするというかたちではなくて、旧町の中で取りかかっていたいただいた経緯もございますので、できる範囲内で取り組みをしてみてもらったらどうかというかたちで、一度支所の方の担当課長さんのほうにもお集まりいただきまして、そういう旨をお願いしたところでございます。そういうかたちで各支所の方でまだ煮詰まってないところもございますけども、それぞれじゃあ地域で取り組んでみようかというところもございますし、ですからどういうかたちでやったのが一番いいかなというのを、お話をしてみただけならということをお願いをいたしております。だからまだはっきりとこうだと決まったことは、決まってるところもあるんですけども、はっきりとこういうかたちでしますという返事はまだもらってない状況でございますが、市といたしましては行政が主体とするのではなくて、地域で敬老を祝っていただけたらということをお願いをしたところでございます。以上です。

○浮田委員

委員長。

○松浦委員長

はい。浮田洋吾委員。

○浮田委員

浮田です。ただ今の答弁によりますと、それぞれ支所の自主性に任ずというふうには取れんことはないんです。ただ私はね、やっぱりこれだけ長い間市に対して貢献をいただいたお年寄りをですね、敬うという気持ちはですね、やはり根本になけんにゃいけん問題だろうと思うんです。そこからどのようなかたちでやるかというのが出発点になるんじゃないか。だから私の意見としてはやはり行政がある程度、来年からはどうにしても、今年はリーダーシップを取る中で、後、地域振興なり社協なり老人クラブなり、地域の人にボランティアで助けていただいてやるというのが本来の姿だろうというふうな気持ちはします。ただ地域振興がですね、将来的に軌道に乗ったらですね、そりゃあそれでええかもしれん

が、地域振興でもやはりいろいろまだ各町によりまして32団体ありますが、そこまで完全にできるところもあるし、できとらんところもあるし、私はちょっといろいろ疑問点があります。だから今年は私の希望としてはやっぱり行政が主体で地域振興なり地域の各団体にボランティアで助けていただいてやるというのが本来の姿であると。これは私の希望です。最終的には執行部が決められることですので、決定した事項では全面的に協力させていただきます。以上です。

○松浦委員長 はい。意見として提案させていただきます。  
他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

15時30分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 再開いたします。

議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件の内、産業振興部及び農業委員会に関わる部分を議題といたします。

産業振興部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長。

○清水産業振興部長 それでは清水産業振興部の所管する予算について簡潔に申し上げます。

それでは予算書の方で歳入の方からご説明を申し上げます。18ページをお開きいただきたいと思います。

1項の分担金でございます。2目の農林水産業費分担金、団体営及び県営事業によります分担金として5,083万円を計上しております。

続きまして19ページの使用料でございます。6目商工使用料214万4,000円を計上しております。施設使用料として計上しております。

続きまして22ページをお開きいただきたいと思います。2項の国庫補助金でございます。中程の4目の商工費国庫補助金345万9,000円を計上しております。商工振興関係の補助金でございます。

続きまして27ページをお開きいただきたいと思います。県補助金で5目の農林水産業費県補助金でございます。農業費県補助金並びに次ページに林業費補助金を計上しております。利子補給補助金他でございます。8億3,958万7,000円を計上いたしております。

続きまして28ページでございます。同じく県補助金の中で9目の災害復旧費県補助金275万5,000円を計上いたしております。平成15年災害の補助金でございます。

続きまして36ページをお開き下さい。雑入の4目の雑入でございます。

説明覧の中程に農林水産課関係雑入2,347万7,000円がございますが、これは一般農道の川根原山間連絡道の残土処理の受け入れ登記料でございます。

それから37ページの市債でございます。4目の農林水産業債、県営事業他施設整備に係る市債を4億2,240万円計上しております。

それでは歳出の方に移らせていただきます。64ページからお願いいたします。労働費でございます。1緊急雇用創出事業費でございます。1,800万円を計上しております。3地域の農林道の維持補修と吉田の資料館の資料の保存のデジタル化の作業の事業費を計上いたしております。それから農林水産業費、農業費でございます。1目の農業委員会費2,402万7,000円を計上しております。農業委員会の運営に関する経費でございます。2目の農業総務費でございます。6億1,996万4,000円でございます。一般職員の人件費を計上しております。なお、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、後ほど建設部の方からご説明申し上げます。続きまして3目の農業振興費でございます。農業振興事業費、あるいは中山間地域直接支払事業費、一応今年度最後になっておりますが、交付金の事業でございます。予算を計上しております。

また次のページ66ページに移ります。水田農業構造対策、いわゆる生産調整事業でございます。といった事業についての予算を計上いたしております。それから施設管理運営費等の費用を計上したものでございます。次に4目の畜産振興費でございます。主なものといたしましては家畜排せつ物リサイクル施設建設事業、高宮町で堆肥センターの建設を行っております。この事業を計上しております。続きまして5目の地域営農費でございます。8,844万5,000円でございます。農業支援事業あるいは普及指導事業の経費を計上したものでございます。また市農林業振興公社の運営費を計上いたしております。続きまして6目の農村整備費6億2,329万4,000円を計上いたしております。農業基盤の整備事業、いわゆるハード部門を全般をこの目に計上いたしております。県営事業の負担金、あるいは国、県補助を受けて行います市事業主体の事業費。農業関係施設に関わります維持管理費等を計上いたしたものでございます。

次ページに移っていただきまして、林業費の目の1 林業総務費でございます2,260万1,000円を計上しております。林業関係の一般職員に関する人件費でございます。2目の林業振興費でございます。5,616万8,000円計上いたしております。有害鳥獣対策事業、あるいは森林整備地域活動交付金事業をさらに林業振興施設の管理費を計上しております。続きまして3目の造林事業費でございます。分収造林、地域森林総合整備事業の事業費を計上しております。続きまして4目の林道整備事業費でございます。3路線の林道整備に係る事業費を計上しております。続きまして5目の治山事業費でございます。6,800万円を計上いたしております。小規模崩壊地復旧事業17地区を予定しております。さらに生活環境保全林整備事業、これは美土里町でございますが、計画をしております。続

きまして3項の水産業費の1目の水産業総務費でございます。3河川の漁業協同組合等への負担金等を計上いたしております。続きまして商工費関係でございます。1目の商工総務費でございます。商工関係の一般職に係る人件費を計上しております。2目の商工業振興費でございますが、商工振興関係の各商工会に対する助成金を計上しております。また商工振興施設の管理費を計上いたしております。続きまして3目の観光費でございます。観光振興に係ります経費、観光パンフレット等の作成、あるいは、やまなみ大学の実行委員会に対する負担金等を計上しております。それから姉妹都市等交流事業費を計上いたしております。

それから次ページに移っていただきまして、観光振興関係の施設運営費等を併せて計上いたしております。

それから90ページをお開き願います。災害復旧費でございます。農地災害復旧費につきましては存目でございます。農業用施設災害復旧費2目でございますが、290万2,000円を計上いたしております。これは15年度災害の事業でございます。以上でございます。

○松浦委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 はい。浮田洋吾委員。

○浮田委員 担当部長にお尋ねをいたします。1点は68ページの有害鳥獣対策事業費として1,830万6,000円が計上されておりますが、この内訳についてです。説明を願いたいというのが1点。もう1つは要望的なことになんぼかになると思うんですが、造林事業費の中では新植というのがひとつもないんですね。今安芸高田市はイノシシとかシカがですね、新植する体制にはないかもしれませんが、将来の安芸高田市を見据えた時に新植というのは、やはりまちづくりの基本であろうというように私は思います。そういう関係の中で将来的には有害鳥獣対策なりいろいろとそんな点をクリアしていただいてですね、新植ができる対策をですね、対応を取るべきではないかというのが私の理論でございますが、そこらあたりの問題について担当部長の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○松浦委員長 はい。答弁を許します。清水産業振興部長。

○清水産業振興部長 はい。最初の有害鳥獣駆除対策事業費の内訳でございますが、現在市内には6つの駆除班を設置をされております。これに対してそれぞれ委託をさせていただいて駆除活動に従事をしていただいております。それぞれ各6つの駆除班の班に対して基本額として60万円を交付をさせていただいて、それから捕獲委託料としましてそれぞれサル、シカ、イノシシ、野犬、カラスということで捕獲委託料を支出するということに計画をしております。内容的にはサルが1頭につきまして1万円、シカが1頭につきまして7,000円、イノシシが1頭につきまして5,000円、野犬が1頭につきまして5,000円、カラスが1羽につきまして700円の捕獲委託料を支出するように計画をしております。

それから2点目のご質問でございますが、当然森林整備につきましては地球環境の面におきましても近年取りざたされてきておりますので、そういった意味におきましても森林の整備というのが必要になってこようと思います。特に森林につきましては高田郡森林組合の方と連携を取りながら、今後の計画についても進めていきたいというふうに考えております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○泉委員 委員長。

○松浦委員長 はい、泉正智代君。

○泉委員 はい。66ページのですね、畜産家畜排泄物リサイクル施設、高宮町とお聞きしたんですが、これは酪農家が主体なのか。それと高宮町の酪農家の排せつ物全部をこれで処理できるのかどうか。それとその下にあります同じものがもう一つあるわけですが、これは高宮町でカバーできない部分の補助的なものなのか、町外なのか、またその施設の概要についてちょっと知らせていただきたいと思います。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。清水産業振興部長。

○清水産業振興部長 はい。排泄物施設整備建設事業でございますが、これは大筋高宮町で昨年15年度から計画を進めてきておるものでございます。これは仰せのように酪農の糞尿についての処理を主とするものでございます。全体的には酪農の現在高宮町で経営をされております酪農家全戸を、基本的には対象とする規模で現在整備を行っておるところでございます。それからその次に計上しております畜産振興事業費1,696万2,000円の内容でございますが、これは和牛に係ります堆肥の処理の施設の整備事業でございます。事業主体は農家の方が事業主体となって県の補助金と市の補助を交付をして農家の方が事業主体で実施をされる事業でございます。件数は2件で、現在のところ要望をされているところでございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○新出委員 委員長。

○松浦委員長 新出達夫委員。

○新出委員 はい、新出です。71ページ商工費の中のところなんです、各町の商工会です、まだ統合が取れてない。統合いいですか合併がされていない状況があるように聞いとるんですが、これは将来的にはどのようなかたちになるようになってますか。それとその次の観光の関係の方のちょっと詳しい状況をお願いします。

○松浦委員長 はい。答弁を求めます。清水産業振興部長。

○清水産業振興部長 商工会の統合、あるいは合併に関する状況でございますが、当初は商工会6町の方で合併に近い統合というようなかたちでの検討がされておったようでございますが、昨年度あたりから県等の指導等もありまして、合併という方向で現在は方向付けをされて協議をする組織を今年度立ち上げをされるということの6町商工会の確認がされておるようでございます。目標としましては県の方は平成22年までにということと定め

られているようでございますが、できましたら市の方もできるだけ1年でも早いうちに、是非合併をとということで市としての役割としては、そういった環境をつくっていくということで、6町の商工会さんの方にもお話をさせていただいております。観光協会の方でしょうか、観光協会につきましても、現在3町においても観光協会がございまして、これについても合併の協議の段階から合併したらできれば一つになる方がええんじゃないだろうかということの話があったようでございます。これまではそれぞれの3町で活動されてきておりましたが、先般の一般質問の中でも市長が答弁をさせていただいておりますが、そういった商工会と同じようなかたちで市の方もそういった合併へ向けた環境整備には努めていきたいというふうに思っております。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件の内、建設部に係る部分を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 委員長。それでは建設部に係ります予算について、ご説明を申し上げます。建設部はご承知いただいておりますように公営企業会計を兼ねておりますので、一般会計と7つの特別会計、また1つの企業会計、計9つでございます。時間短縮をとということでございましたので、主なものをご説明させていただきますので、多少わかりにくいところがあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず一般会計でございますが、一般会計では衛生費、土木費、教育費が関係がございます。それでは予算書に基づきご説明をさせていただきます。

まず18ページをお願いいたします。18ページの12款分担金及び負担金の目で3土木費分担金でございますが1,600万円、これは高宮町の宅防事業に係ります分担金でございます。

次に19ページをお願いいたします。13款1項使用料の目の3の衛生使用料の中のし尿施設使用料738万4,000円、これは清流園の使用料でございます。それから7目土木使用料6,610万円、道路使用料及び住宅使用料でございますが、道路使用料につきましてはN T T、あるいは中電の占用料でございます。

次の20ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、2項手数料の2目衛生手数料1億3,781万円でございますが、その内の清掃手数料1億2,794万2,000円でございますが、し尿に関わるものの手数料でございます。4目土木手数料45万6,000円。土木管理手数料、屋外広告物許可手数料等でございます。

次に22ページをお願いいたします。22ページにつきましては、なお、存目につきましては割愛をさせていただきます。14款国庫支出金、2項国庫補助金の3目衛生費国庫補助金は小型合併浄化槽の補助金でございます。275万7,000円でございます。それから5目土木費国庫補助金1億7,762万2,000円、道路橋梁費補助金及び住宅費補助金でございます。

23ページをお願いいたします。14款国庫支出金の3項委託金3目土木費委託金では、これは存目でございます。

それから26ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金の3目衛生費県補助金1,324万1,000円の内、2節にございます環境衛生費補助金でございます。

それから28ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金の6目土木費県補助金で、道路橋梁費補助金及び住宅費補助金をそれぞれ掲げております958万8,000円でございます。次の3項委託金、1目総務費委託金は火薬類の関係でございます。次に3項の委託金の5目土木費委託金150万円、河川費委託金で、河川清掃に伴う委託金でございます。

それから30ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入の内、2利子及び配当金でございますが、高田地区工業団地下水処理場に係ります基金及び清流園設備改修に係ります基金でございます。それから18款の繰入金1項特別会計繰入金、これは32ページまでまたがっておりますが、全て存目でございます。

それから36ページをお願いいたします。36ページの20款諸収入、5項雑入の4の雑入でございますが、2億3,071万7,000円の内、下の方にございます管理課関係雑入、これは国、県の樋門の管理の雑入でございます。それから建設課関係雑入、これは温水プールに係ります地域省エネルギー促進事業に関わるものでございます。また下水道課関係の雑入は、高田地区の工業団地下水に係るものでございます。

それから38ページをお願いいたします。38ページ市債でございますが、6目土木債で6億8,140万円。道路橋梁並びに公営住宅に関わるものでございます。それから12目の特別会計繰出金、説明覧に書いてあります各事業へ、それぞれ特別会計繰出債として掲げております。それから13目上水道債4,830万、これは公営企業に係る水道事業に係るものでございます。

次に歳出の方へ移らせていただきます。62ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、7目の環境衛生費で主なものは飲料水供給事業、簡易水道事業、浄化槽整備事業、コミュニティ・プラント整備事業、水道事業への繰出金と、単独によります小型合併浄化槽整備事業への補助金でございます。

それから次のページをお願いいたします。63ページの2目のし尿処理費、これは清流園に係るもの、あるいはし尿に係るものでございますが、3億2,591万7,000円。し尿処理総務管理、あるいはし尿処理、またし尿処理施設の経費でございます。



それでは、これで衛生費を終わらせていただきまして、土木費関係に移らせていただきます。

72ページをお願いいたします。72ページの8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費2億3,203万円で、職員の人件費、あるいは土木総務管理が主なものでございます。それから2項土木橋梁費の1目道路橋梁総務費で、9,406万7,000円、職員の人件費、あるいは道路橋梁総務管理に係るものでございます。2目道路維持費1億3,135万円、道路維持費でございますが、これにつきましては市内約800キロメートル程度の管理道路がございまして、これについては支所の方と連携を取りながら道路維持に努めて参りたいと思っております。

それから次のページ74ページでございます。3目道路新設改良費でございますが、説明覧にございますように国庫補助事業として4路線、2億9,900万、地方特定道路整備事業で17路線、4億7,930万円、単独事業で2路線、7,250万円、あと県営事業負担金となっておりますが、一応路線数としては24路線でございますが、事業がだぶっておりますので補助等を入れますと重複した部分がございます。なお、この道路につきましては、一括で上げさせていただいておりますので、その内容は旧町が既に国、県に予算要望を行ない内示などがあつた路線や緊急課題を中心に予算編成を行っております。国庫補助事業等に今申し上げたとおりでございますが、しかしながら、中には現在用地取得が難航しているものなど、課題がある路線もかなりございます。実施にあたっては、そこらも踏まえ、事業の熟度を把握しながら予算の重点配分等を行う必要があるというふうに考えております。

それでは75ページに移らせていただきます。4目の橋梁維持費で橋梁塗装131万4,000円でございます。それから次に3項河川費、1河川総務費でございますが1,312万8,000円、これは河川団体、江の川あるいは太田川等への補助、あるいは国、県の樋門管理の委託でございます。次に河川維持費330万。新設緊急工事等でございます。4の宅防費1,289万2,000円、これは高宮町の宅防事業に係るものでございます。

次76ページをお願いいたします。76ページの4項都市計画費で1目都市計画総務費、職員の人件費等が主なものでございます。それから2項の公共下水道費は特別会計への繰出金でございます。これは公共下水道と特定環境保全公共下水道併せまして7億564万5,000円でございます。次に3目小規模排水事業費で502万2,000円、吉田中心部付近でございますが、水路の改修でございます。次に5項住宅費、1目住宅管理費4,922万8,000円は、職員の一般人件費及び住宅の管理でございます。

78ページをお願いいたします。78ページの2目住宅建設費でございますが1,835万5,000円で、この主なものは美土里町で予定をされております住宅の建設に係る造成、あるいは用地取得でございます。土木費については以上でございます。

次に90ページをお願いいたします。90ページは教育費でございますが、

その中で温水プールが建設課建設部の方の所管となっておりますのでご説明をさせていただきます。体育施設の吉田屋内温水プールにつきましては既に工事が発注をされておりまして、地中熱工事、土木建築工事、機械設備工事、電気設備工事と、浄化槽設備工事を現在行っておるところでございます。平成15年度一般会計暫定予算で債務負担行為の議決をいただいているもので、今年度末に完成の予定でございます。温水プールの建設費併せまして5億6,805万5,000円となっております。一般会計につきましては以上でございます。

○松浦委員長 続いて、議案題41号、平成16年度公共下水道事業特別会計予算の件から、議案第48号水道事業会計予算の件までの8会計につきまして、一括議題として建設部長より説明を求めます。  
金岡建設部長。

○金岡建設部長 はい。それでは161ページからが特別会計予算でございます。

ただ今委員長の方から報告がございましたように、かなり会計がございますので、これも要点のみご説明させていただきます。

それでは歳入からご説明させていただきますので、168ページをお願いいたします。168ページ、1款分担金及び負担金で1目分担金1,045万1,000円、これは加入者分担金で48件程度を見込んでおります。それから2款使用料及び手数料の1目使用料でございますが1,911万1,000円。現年度の使用料でございます。

それから3款国庫支出金、1項国庫補助金の1目公共下水道事業国庫補助金9,000万円でございます。

それから次の4款県支出金、1項県補助金の1目公共下水道事業補助金330万円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金は2億9,390万9,000円でございます。

次に170ページをお願いいたします。170ページ8款諸収入の1目雑入で2,200万円、消費税等の還付金、あるいはその他で吉田浄化センター等への投入手数料を見込んでおります。

9款市債の1目公共下水道事業債で8,910万円でございます。

次に歳出の方へ移らせていただきます。171ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費の1目の一般管理費では3,762万3,000円、一般職員の人件費等が主なものでございます。

2款施設費、1項施設管理費の1目施設管理費では公共下水道の管理費、これは吉田浄化センターでございますが、管理運営費、あるいは施設管理費が主なもので7,873万円でございます。172ページをお願いいたします。1目の施設建設費でございますが3億444万円、職員人件費と、あと公共下水道施設の建設費でございます。

次に3款公債費で1項の公債費の元金としまして6,684万1,000円、利子で3,923万7,000円、併せまして1億607万8,000円でございます。

次に4款の諸支出金でございますが、これは存目でございます。

次に5款の予備費でございますが、100万円でございます。なお、その後ろには給与関係あるいは178ページに地方債の前年度末における残高及び前年度末及び当該年度末における残高の見込みに関する調書を付けております。

それでは、続きまして特定環境保全公共下水道の特別会計に移らせていただきます。179ページからでございますが、歳入の方は186ページから記載しておりますので186ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1目の分担金で2,790万1,000円で加入者分担金で145件程度を見込んでおります。

それから2款の使用料及び手数料1目の使用料で6,063万2,000円でございます。下水道の使用料でございます。それから2項の手数料1の手数料4,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業の補助金で2億3,860万でございます。

次の4款県支出金の県補助金で、特定環境保全公共下水道事業県補助金487万5,000円でございます。次は存目でございます。

188ページをお願いいたします。188ページは6款繰入金の他会計からの繰入金で、一般会計からの繰入金といたしまして4億1,173万6,000円でございます。

次から少し存目がございまして、189ページ8款諸収入の中の2項雑入でございます2,025万円。消費税の還付金、あるいはその他の雑入では甲田町浄化センターへのし尿投入手数料でございます。

次に9款市債で公共下水道事業債でございますが、1億2,400万でございます。

それでは歳入終わって歳出の方へ移らせていただきます。190ページをお願いいたします。1款総務費の1項総務管理費の一般管理費でございますが5,371万1,000円で職員の人件費あるいは一般管理費でございます。

それから2款施設費の1項施設管理費でございますが、8,658万9,000円、特定環境保全公共下水道の施設、甲田町、向原町のそれぞれひとつございますが、その管理運営費、維持管理等でございます。8,658万9,000円でございます。2項施設建設費の5億4,800万7,000円でございますが、施設建設としまして吉田処理区、八千代処理区、甲田処理区でそれぞれ計画をしております。

それから192ページをお願いいたします。3款公債費、1項公債費で元金が1億2,269万5,000円、利子で7,600万円、併せまして1億9,869万5,000円でございます。

それから5款予備費でございますが100万円でございます。それより後はそれぞれ同様な資料を付けておりますので、ご一読をいただきたいと思っております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計についてご説明をさせていただきます。

199ページからでございますが、歳入は206ページをお開き下さい。歳入で1款分担金及び負担金の1目の分担金1,830万1,000円でございますが、加入者負担金で61件程度を見込んでおります。

それから2款の使用料及び手数料の1目の使用料でございますが、下水道使用料で5,592万1,000円見込んでおります。次に2項手数料、これは存目でございます。

それから4款県支出金の農業集落排水事業県補助金といたしまして3億3,405万円を計上しております。

それから6款繰入金の一般会計繰入金4億3,673万7,000円を計上させていただきます。

それから208ページをお願いいたします。208ページの下ほどの8款諸収入の雑入でございますが190万1,000円、消費税の還付金でございます。

209ページは9款の市債で下水道債1億550万を計上させていただきます。

それから、210ページから歳出の方のご説明をさせていただきます。1款総務費、1項の総務管理費の一般管理費でございますが、職員の人件費、あるいは一般管理費併せまして5,564万2,000円を計上させていただきます。

それから2款施設費の1項施設管理費の施設管理費1億4,771万4,000円でございますが、農業集落排水施設の管理費等で、吉田処理区、八千代処理区、美土里処理区それぞれ1処理区1つで、あと高宮が2カ所、甲田が1カ所、向原が5カ所のそれぞれの浄化センターの管理運営費等でございます。それから次の2項の施設建設費の施設建設費5億7,382万4,000円でございますが、農業集落排水施設建設で吉田処理区、向原処理区でそれぞれ建設事業を予定しております。

212ページをお願いいたします。212ページは3款公債費でございますが、元金が9,950万9,000円、利子が7,472万6,000円、併せまして1億7,423万5,000円を計上しております。

5款の予備費は100万円でございます。後は、これに関わる関係資料を掲載させていただきますので、ご参照いただきたいと思います。

次に219ページから、浄化槽整備事業に係ります特別会計予算でございます。これも歳入の方からご説明をさせていただきますので、226ページをお願いいたします。

226ページの1款分担金及び負担金の分担金でございますが、4,600万1,000円で240件程度を見込んでおります。

それから2款の使用料及び手数料で使用料でございますが、6,455万5,000円、現年分、過年分併せたものでございます。それから2項手数料でございますが、これは存目でございます。

227ページ、3款国庫支出金、1項の国庫補助金で、浄化槽整備事業国庫補助金で7,886万8,000円でございます。

4款、5款は存目でございますので、228ページをお願いいたします。6

款繰入金の1目一般会計繰入金7,993万7,000円でございます。

それから229ページの雑入の方へ移らせていただきます。8款諸収入の雑入でございますが407万1,000円で消費税還付でございます。市債といたしまして6,710万円計上しております。

続きまして、歳出の方をお願いします。230ページから説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、一般管理費でございますが927万5,000円で職員人件費、あるいは一般管理費でございます。

2款の施設管理費、1項施設管理費の8,980万6,000円でございますが、浄化槽施設管理費ということで管理運営費、あるいは施設、市が設置したものの、個人が設置したものの、それぞれの管理費ということで計上させていただきます。それから2項の施設建設費の1目施設建設費2億3,678万9,000円でございますが、吉田処理区、美土里処理区、高宮処理区、甲田処理区、4処理区で240基程度を見込んでおります。2億3,678万9,000円でございます。

次に232ページをお願いいたします。3款公債費でございますが、利子の430万円でございます。

次に5款予備費でございますが、100万円を計上しております。

それでは、引き続きコミュニティ・プラント整備事業特別会計へ移らせていただきます。239ページからでございますが、歳入の方は246ページからご説明をさせていただきますので246ページをお願いいたします。

2の歳入の3款国庫支出金の1項国庫補助金でコミュニティ・プラント整備事業国庫補助金4,165万円でございますが、これは甲田町吉田口で整備をするということでございます。

6款の繰入金、1項他会計繰入金の一般会計からの繰入金は5,882万2,000円でございます。

9市債でございますが、コミュニティ・プラント事業整備債で3,750万計上しております。

次に歳出でございますが、1款総務費の中の一般管理費で3万円、それから2款施設費の2項施設建設費の方で1億3,724万2,000円、職員の人件費と、あとコミュニティ・プラント建設費が主なものでございます。

248ページをお願いいたします。248ページは公債費でございます。公債費の利子で60万円、予備費といたしましては5款で10万円計上させていただきます。

以上で下水道関係を終わらせていただきまして、続きまして水道課に係ります水道事業について説明をさせていただきます。

水道事業、先ほど下水道事業もそうでございますが基本的には建設計画等に基づき、旧6町の継続事業を基本に予算編成を行っております。国、県の事業につきましては既に内示をいただいております。

それでは簡易水道事業特別会計からご説明をさせていただきます。予算書は251ページでございますが、歳入の方からということで258ページ

をお開き下さい。

258ページでございますが、歳入の1款分担金及び負担金の分担金で1,635万6,000円、管理者負担金で210件程度を見込んでおります。

それから2款の使用料及び手数料の使用料でございますが1億6,601万7,000円でございます。水道使用料でございます。

手数料につきましては2款の使用料及び手数料で21万円ほど見込んでおります。

それから3款国庫支出金、1項国庫補助金の簡易水道事業補助金でございますが、4億4,761万6,000円計上させていただいております。

次に4款県支出金の簡易水道事業県補助金で1億645万5,000円でございます。

次に260ページをお願いいたします。260ページは6款繰入金で一般会計からの繰入金6億4,099万8,000円を計上させていただいております。

それから261ページの2段目、8款諸収入の2項雑入でございますが、消費税の還付金等で3,970万1,000円計上させていただいております。

9款市債は簡易水道事業債で4億3,430万でございます。

次に262ページをお願いします。歳出でございますが、1款の総務費の一般管理費で6,486万1,000円、職員の人件費、あるいは吉田給水区、八千代給水区、美土里、高宮、甲田、向原の給水区のそれぞれの管理費として計上させていただいております。

それから次に2款の施設費の施設管理費でございますが1億1,340万9,000円、各簡易水道施設の管理費ということで吉田から向原まで12の簡易水道施設がございますが、これの施設管理費でございます。1億1,340万9,000円でございます。それから2項の施設建設費でございますが、15億1,835万1,000円、説明覧に書いてございますところの吉田、八千代、美土里、高宮、甲田、それぞれ6カ所での施設整備でございます。

それから264ページ、3款公債費でございますが、元金が5,664万7,000円、利子が9,438万9,000円、併せまして1億5,103万6,000円でございます。

5款の予備費といたしまして400万円計上させていただいております。

簡易水道終わりますして、続きまして飲料水供給事業特別会計、予算書は273ページでございますが、歳入の方で278ページをお願いいたします。

これは高宮の下福田、簾の2地区で事業をやっているところでございます。歳入の方で款1分担金及び負担金、これは存目でございますので、2款使用料及び手数料の使用料で180万1,000円でございます。

それから6款繰入金、他会計の繰入金で一般会計からの繰入金を480万5,000円計上させていただいております。

280ページをお願いいたします。歳出の方をお願いいたします。歳出では1款総務費の一般管理費で9万1,000円、それから2項の施設管理費の施設管理費で309万円、これは先ほど申し上げました施設の管理費でございます。

それから3款公債費では、元金が58万4,000円、利子が264万5,000円。併せまして322万9,000円を計上しております。

予備費で20万でございます。

一応特別会計の方を終わらせていただきまして、続きまして議案48号の安芸高田市水道事業会計の方のご説明をさせていただきます。それでは別冊の予算書の方をお願いいたします。

それでは、本事業は公営企業の地方公営企業の適応を受けて事業を営しておりますが、吉田給水区で3,760戸、甲田給水区で1,850戸、併せて5,610戸、一日平均給水量で4,150トンでございます。

それでは予算書の1ページに第3条に掲げております予算がございしますが、これの説明をさせていただきますので、4ページから説明をさせていただきますと思います。4ページの方で収入でございますが、1の事業収益で2億9,605万3,000円を予定しております。それから1款事業収益の1項の営業収益で給水収益の方、2億9,477万4,000円。受託工事収益で100万円、併せまして2億9,604万6,000円を計上させていただいております。それから2の営業外収益でございますが、それぞれそこへ掲げている数字でございます。

それから支出の方でございますが、1款事業費用、1項営業費用の原水及び浄水費で7,046万7,000円及び配水及び給水費で3,821万5,000円。受託工事費で100万円、総係費で6,105万6,000円、減価償却費6,435万8,000円、資産減耗費で650万円、併せまして2億4,159万6,000円でございます。営業外収益2項の収益でございますが、利子、支払利子及び企業債取扱諸費と併せまして4,423万9,000円でございます。3項の特別損失では18万円を計上させていただいております。それから4項の予備費では1,003万8,000円を計上させていただいております。

次に、これは4条予算ということで施設建設等に係るものでございますが、資本的収支及び支出の収入で1の資本的収支で分担金として582万7,000円、2の工事負担金で7,934万円、3の出資金で4,830万円、4の補助金で5,800万円、5の企業債で6,020万円、併せまして2億5,166万7,000円を計上させていただいております。

支出の方では1款の資本的支出の1項建設改良費で配水施設新設改良費、あるいは営業設備費。小山地区拡張事業、横山地区拡張事業、甲立浄水場移転事業、併せまして2億8,398万1,000円を計上させていただいております。

企業債償還金で7,091万円を併せまして3億5,489万1,000円でございます。

後、7ページ以降については資金計画、あるいは給与明細費、また10、11ページからは損益計算書、貸借対照表。13ページからは、今申し上げました予算書の説明書等を付けておりますので、時間の関係で少し省かせていただきますが、ご一読をいただきたいと思います。以上でございます。

○松浦委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 この際、16時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長 再開いたします。  
続いて、議案第37号の内、教育委員会に関わる部分を議題といたします。

教育長から要点の説明を求めます。

教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長 はい、佐藤です。安芸高田市の教育の推進につきましては、格別のご支援をいただいて、心からお礼を申し上げたいと思います。

総計で20億9,279万4,000円の予算案を計上させてもらっておりますが、今年度の予算案につきましては教育参事の方から説明をさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○松浦委員長 はい。予算説明について沖野教育参事。

○沖野教育参事 はい。教育委員会の予算につきまして、概要の説明をさせていただきます。先ほどは少し早いということがございましたので、芸備線の急行ぐらいのつもりで、ところどころはしおってご説明をさせていただきます。

歳入の方からご説明を申し上げます。予算書の18ページをお開き下さい。12款の分担金及び負担金3目の教育費負担金といたしまして341万1,000円を計上させていただきました。内訳は小学校費負担金41万4,000円、中学校費負担金22万5,000円、幼稚園費負担金277万2,000円であります。小学校費の負担金、中学校費の負担金につきましては、日本体育センターと申しまして、以前学校安全会と呼んでいたところの保護者負担金でございます。

続きまして19ページでございますが、13款使用料及び手数料8目の教育施設使用料といたしまして4,751万9,000円を計上させていただきました。内訳は社会教育施設使用料といたしまして551万6,000円。保健体育施設使用料といたしまして4,200万3,000円でございます。

20ページの体育施設使用料の内、体育施設使用料といたしましては各町のグラウンド、海洋センター、吉田のサッカー公園などの使用料を見込んでおりますけれども、この中で大きなものはサンフレッチェから納めていただくサッカー公園の年間使用料3,500万円でございます。

22ページから23ページをお開き下さい。14款国庫支出金、7目教育費



国庫補助金といたしまして9,033万8,000円を計上させていただいております。内訳としましては、大きなものは保健体育費補助金の8,631万8,000円でございます、これは吉田サッカー公園に隣接して建設しております温水プールの国庫補助金でございます。

続きまして28ページをお開き下さい。15款県支出金、8目教育費県補助金といたしまして168万8,000円を計上させていただきました。次に29ページに移っていただきまして、15款県支出金、7目教育費委託金といたしまして336万2,000円を計上させていただいております。

少しとんでいただきまして、36ページをお開き下さい。20款諸収入、4目雑入といたしまして教育総務課関係雑入20万2,000円。学校教育課関係雑入3万円、生涯学習課関係雑入693万8,000円の合計で713万円を計上させていただいておりますが、生涯学習課関係雑入693万8,000円の内、主なものはスポーツ振興くじ助成金468万円でございます。

次の38ページに移っていただきまして、21款市債、8目教育債といたしまして2億2,500万円を計上させていただいております。これは吉田サッカー公園の付近に2ヵ年継続事業で建設中であります温水プール整備事業のための市債でございます。以上、歳入について概要を説明させていただきました。

次に歳出につきまして、概要をご説明申し上げます。

初めに6ページの方、お開きいただきたいと思っております。ここに10款教育費といたしまして合計額が20億9,279万4,000円でございます、その内訳は項1の教育総務費が2億1,892万8,000円、2の小学校費が2億7,693万6,000円、3の中学校費が1億5,768万1,000円、4の幼稚園費が3,148万8,000円、5の社会教育費が4億9,569万1,000円、6の保健体育費が9億1,207万円でございますけれども、これらの概要につきまして順次説明をさせていただきます。

81ページをお開き下さい。10款教育費、1目教育委員会費といたしまして376万2,000円をお願いしております。次の2目事務局費でございますが2億1,516万6,000円をお願いしております。82ページの2項小学校費、1目学校管理費でございますが、1目の学校管理費といたしまして2億7,693万6,000円をお願いしております。内容は説明覧にございますのでご覧をいただきたいのでありますけれども、学校管理費が7,005万4,000円でございます。これは教育委員会で管理をします学校管理費でございます。次の小学校共同事務センター1,167万6,000円でございますが、これは高宮町で行っております学校の共同事務センターで管理する管理費でございます。83ページの3項中学校費、1目学校管理費でございますけれども、1億5,768万1,000円をお願いしております。学校管理費が4,232万8,000円でございます。教育委員会で管理します学校管理費でございます。次の中学校共同事務センター656万4000円でございますが、これも高宮町で行っております学校の共同事務センターで管理する管理費でございます。

次に84ページ、4項の幼稚園費、1目の幼稚園費でございますが3,148万8,000円をお願いしております。これは吉田幼稚園の管理費でございます。

次に85ページの5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが1億6,349万2,000円をお願いしております。85ページから86ページをお開きいただきたいと思っております。2目公民館費1億5,014万7,000円をお願いしております。86ページから87ページにかけてでございますが、3目図書館費1,622万7,000円をお願いしております。同じく87ページでございますが、4目人権教育費といたしまして129万1,000円をお願いしております。これは教育委員会サイドで行います人権教育推進事業費でございます。同じく87ページでございますが、5目文化財保護費といたしまして1,088万2,000円をお願いしております。続きまして87ページから88ページにかけてでございますが、6目文化施設費といたしまして1億5,365万2,000円をお願いしております。次に同じく88ページから89ページにかけてでございますが、6項保健体育費に入らせていただきます。1目保健体育総務費でございますが3,529万4,000円をお願いしております。これの内容でございますが、説明覧にありますようにスポーツ振興費でございます。次に同じく89ページでございますが、2目学校給食費といたしまして1億7,253万7,000円を計上しております。続きまして89ページから90ページにかけてでございますが、3目体育施設費といたしまして7億423万9,000円をお願いしております。90ページの説明覧の下の方に体育施設建設費といたしまして屋内温水プール建設費が5億6,805万5,000円でございますが、この屋内温水プールは文部科学省から補助金を受ける関係で、教育費として計上してありますけれども、建設事業でありますので予算の執行は建設部の方で行っております。以上、10款教育費の合計で20億9,279万4,000円の予算の概要について、ご説明を申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○松浦委員長 お諮りいたします。  
本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

はい、ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長といたします。

○松浦委員長 引き続き、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

○新出委員 委員長。

○松浦委員長 新出達夫君。

○新出委員 はい。これは別に細かい項目ではないんですが、安芸高田市になりました安芸高田市内の中学校が6校あるわけなんです、それぞれ旧町単位で中学校が今1つずつあるという状況なんですよ。それで美土里町の例をとりますと、88人という極めて小規模な状況になっております。そうすると、クラブ活動をする人も、限られたクラブぐらいしかならな

い。例えば野球部とかというような大勢の人数をやるにはかなり難しい部分もありますけれども、子どもたちにとっては野球をやりたいというようなことがあります。いろんなことでこれは近い将来になると思うんですが、子どもたちがそういった希望を持った時にこれをどういようなかたちで叶えて、例えば自分のとこないクラブがやりたいんだけど、それができる可能性があるんかどうかというようなところをちょっと考えをお聞かせ願いたい。

○松浦委員長 答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長 はい。クラブ活動の存続ということでございますけれども、ご質疑のようにですね、どんどん子どもたちの数が減って参りますので、中体連におきましてですね、大会等の参加については何校かが集まって、それでクラブをつくって県大会に出場しても良いというような制度改正もされてきておるのが今日の状況でございます。ただ、そうは言いつてもチームプレイをするのに大会の時だけ集まってやるというのなかなか難しいというような状況もありますので、今、管内のですね、状況を見てみますと、例えば甲田中学校を中心としてハンドボールクラブがあるんですけども、吉田の中学校の方にもハンドボールをスポーツ少年団で活動しとるといようなクラブもあるといようなことから、いろんな機会に話しはしておりますが、考えていかななくてはならないのは、通学区域の自由化ということを通して自分は中学校に行つてあのクラブを通して心と体を鍛えて頑張つてみたいという生徒がおつたならば、その子どもが吉田中学校の校区にはなつておつても、甲田中学校の方へ行つてクラブをしたり勉強をしたりするといような方法ともですね、早急に考えていかななくてはならない時期にきておると思っております。したがつまして、今現在では合同で出場はできますが、近い将来においては通学区域の自由化ということ、千代田町が現にスタートを切つておられますけれども、そういうことについても早急に検討して参りたいと、このように思つておるところでございます。以上でございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○熊高委員 委員長。

○松浦委員長 熊高昌三君。

○熊高委員 それでは1点お伺いしたいと思いますが、説明の最後の方で90ページですか、温水プールについての説明がありましたけども、これは旧吉田町の段階で計画をされてきたものが実施といかたちになつてきておると思いますが、先ほどの建設部との関係もあるんですけど、特に建設内容の詳細について新しく市議会になつて我々も聞いておりませんので、その概要の説明と、ここの運営についてですね、どういった目的で、どういった施設として運営をしていくんかといところをお聞かせ願いたいと思います。

○松浦委員長 これは建設部でないかわからないんですが。

○熊高委員 運営については、今後の。特に内容は運営とも関わつてきますんで、

当然教育委員会も関わってくると思いますんで。

○佐藤教育長 委員長。

○松浦委員長 教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長 生涯学習課に関係することございまして、細かいことについては生涯学習課長の方から説明をするようにということで、この席にさせておりますので、お許しいただきましたならば、そちらの方からお答えをさせてもらおうかと思えます。

○松浦委員長 それでは、河野生涯学習課長より説明を求めます。

河野生涯学習課長。

○河野生涯学習課長 現在進めております建設部の方での温水プールでございますが、サッカー公園と一体的なスポーツ活動ができる施設として、昨年来事業を進めている施設でございます。健康増進、スポーツ振興、体力づくり、いろんな観点から事業を進めているものでございます。なお、本年度の完成予定でありますので、今後建設部との連携のもとに今後の運営等については検討していく予定でございます。以上でございます。

○熊高委員 委員長。

○松浦委員長 熊高昌三君。

○熊高委員 時間もかなり経過しておるようですから、委員長の方から建設計画のですね、図面、あるいはその建設段階での企画的な状況ですよね、そういったものを書類で出していただければと思いますが、よろしく願いしたいと思えます。

○松浦委員長 それは執行部の方に申しつけます。

○熊高委員 はい。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○松浦委員長 浮田洋吾君。

○浮田委員 浮田でございます。生涯学習担当課長がせっかくおいででございますので、この機会を捕らえて質問させていただきたいというふうに思えます。安芸高田輝きプランの中でのですね、多様な学習機会の提供ということで、生涯を通じ学習できる仕組みづくり。生涯学習施設の充実と活用と、社会教育団体活動の活性化ということで、非常に生涯学習推進課として立派な項目を掲げていらっしゃいます。そこで本年度の予算の中で、生涯学習推進事業とってですね、1,836万円予算が計上されておりますが、本年度はどういうことを主目的として生涯学習を推進されようとするのか、そこらについて生涯学習担当課長の説明を求めます。

○松浦委員長 河野生涯学習課長、説明を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時3分 休憩

午後5時5分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松浦委員長 再開いたします。  
河野生涯学習課長。
- 河野生涯学習課長 お尋ねの件でございますが、生涯学習推進事業費として計上しておりますものの中におきましては、家庭教育の支援事業、それから地域の教育力を活性化するための体験活動、奉仕活動を充実するための事業、それから家庭少年教育講座でありますとか、子どもわんぱくスクール等の子ども会、青少年の講座等でございます。青少年教育に係るものでその他に子どもふるさと探検隊の事業等もございます。先ほどお尋ねにありましたように、学習機会の提供を行いたいという思いで計上しております。以上でございます。
- 松浦委員長 他に質疑はありませんか。
- 浮田委員 委員長。
- 松浦委員長 浮田洋吾君。
- 浮田委員 引き続きまして、河野課長にもう1点質問いたします。安芸高田輝きプランの中で、安芸高田市は将来をですね、生涯学習推進のまちを目指して、当然本年度ぐらいから生涯学習推進の策定にかかれるんではないかというふうに思うわけでございますが、そこらの問題について策定は本年度なるのか、あるいは生涯学習推進のまちはいつ頃手を挙げられるのか、そこらの将来的な見通しについて担当課長としてわかれば答弁して下さい。
- 松浦委員長 答弁を求めます、河野生涯学習課長。
- 河野生涯学習課長 委員長。お尋ねの件でございますが、生涯学習が言われて久しいわけでございますが、社会的な状況の変化等々が大きな背景にあるかと思えます。その点につきましては生涯学習を進めていくことは、人づくり。人づくりはまちづくりと、いろいろな点でこの生涯学習を進めていくことは、発展的なものがあるかと思えますが、これにつきましてはやはり市の大きな柱があって、その柱の実現するものが生涯学習の具体的な実行施策だというふうに考えておりますので、大きな柱を市でつくっていく。例えば私見でございますが、市民憲章みたいなものがある、それを具現化するものが生涯学習の各種施策であるというふうに理解しておりますので、我々としましては具体的な生涯学習事業を、まずは当面、これまで合併までに各町でされていたものを停滞することなく実施をしていくことが任務、責任だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 松浦委員長 他に質疑はありませんか。
- 浮田委員 委員長。
- 松浦委員長 浮田洋吾君。
- 浮田委員 教育長にお尋ねいたします。ちょっと話が関連性があるか知りませんが、実は私八千代町なんで八千代分校がですね、今年残念なるかな、ああいうことで廃校になりまして、誠に残念なわけでございますが、その跡地の利用につきましてね、町長並びに議会で協議して県の教育委

員会と執行部の方で協議してくれておったんじゃないかと思いますが、その後、合併してまったくその話が途絶えております。これ私の私見でございますが、数年前から言ってきたんですが、合併前に言うと吉田町に支障があるのかなというような思いがありました。今合併しておりますんで吉田の少年自然の家の、要するに建物、あるいは駐車場の問題が狭いんで、私はあこが非常によろしいんじゃないか。青少年を取り巻く環境も非常に土師ダム周辺にして非常に静かですし、ましてやカヌーが今子どもたちが中学校、小学校の分で中学選手権で優勝してくれたとか何とか、今非常にカヌーブームがちょっと上がるとの関係ですね、カヌー教室をここで1泊してやるとかですね、そこらも教育施設として利用したら非常に素晴らしいなという思いが、私しとるんですが、そこらの思いの中で教育長として、要するに県の方と交渉していらっしゃられるのかどうか、もしかいらっしゃれば現況を報告していただきたいというように思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長 委員長。八千代分校の廃校ということについては、私も地元でありましたので、県の教育委員会におるときに心の痛む問題でございました。跡地の利用につきましても、当時の町長さんをはじめとして皆さん、どのように活用していくかということについてご心配をいただいておりますが、吉田少年自然の家につきましても、いつまで県の施設として存続できるかということについては、私は全体の流れから考えますと非常に心配もしておる施設であります。それを今八千代へというような話を出した時に、これは議事録として残るだろうと思いますが、得策なのかどうなのかということもですね、考えてみないと声を出したために、おっというかたちになって県が手を引き上げることになりますとね、また跡地の利用ということについて考えなくてはならないので、今私が申し上げましたことが議事録に残る方がいいのか悪いのかということも心配しながら答えとるということもご理解いただきたいと、このように思います。以上でございます。

○松浦委員長 他にありませんか。

○浮田委員 委員長、もう1ぺんほど。

○松浦委員長 浮田洋吾君。

○浮田委員 教育長に一般質問の中でですね、将来の就学前教育と幼保体制についてということでしておりましたが、ちょっと時間的な問題とかいろいろありまして、結論を得ておりませんが、文部省なり厚生省は昭和38年10月28日にですね、幼稚園と保育所の関係について、要するに文書第400号の中で取り交わしておる、要するに紳士協定、それを考え方によったら平成18年にある程度統合した建物を建ててみて、そこで一応今後の対応について研究したらどうかというようなことを、県に行きまして聞きましたが、そのような傾向になっておると思います。ただ、その中で私思うんですが、安芸高田市はですね、要するに幼稚園、保育園と

もほとんど私立はありません。八千代に幼稚園が1つと、吉田に幼稚園1つ。保育所は八千代に2つと吉田に2つということですね、非常に大半が公立であるということからすればですね、将来的には私はやはり民間に委託をする傾向になるんじゃないかというふうに思うんです。ただ、その中でやっぱり高宮、美土里、甲田、向原には幼稚園が1つもないと、現状はね。保育所ばかりであると。やはり幼稚園には幼稚園の保育所に受けられない教育が、私はあると思うんで、そこらを就学前教育というたら、やっぱり地域において合併するまでは幼稚園も置いてもいいのかなという気がせんでもありません。そうした中で向原が合併をしてですね、3月31日になぜ合併されたのか、非常に不本意なんですけど、これは執行部がやられたことで、我々言ってもしょうがないんですが、そこらの問題について、将来的な幼保対応について、教育長は現状ではどのようなお考えなのか、最後にひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

○松浦委員長 答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長 はい。一般質問の時にもお答えをさせてもらっておりますけれども、幼稚園と保育所、それぞれですね、文部科学省、あるいは厚生労働省の所轄でありますけれども、お話がありましたように18年度を目途に総合施設ということも考えていくんだというようになっております。18年度までにはまだ日にちがあるわけでございますので、先般もお答えさせてもらいましたように、幼稚園と保育所が重なる部分があるんですね、教育の中身というところは重なる部分があるんです。そこでね、双方保護者の方は保育所に預けておるんだけれども幼稚園の内容も教えて欲しいという気持ちを持っておられるでしょうし、幼稚園に行きたいんだけれども、でも自分は働いておって子どもの保育をすることができないから、やむを得ず保育所に預けておるんだということもあるだろうと。そこで話をいたしましたように幼稚園と保育所のそれぞれの所長さん、園長さんがお互いに力を出し合って、今後の就学前の教育の在り方を考えてみようということのスタートが切れるようになったわけございまして、それをまずスタートしよう。それから今度全体的な計画の中で保育所と幼稚園をどうするかということについてはですね、市長さんを中心にしながらですね、お互いに考えていかないと大きな展望をもってやらないといけないと、このように思っております。以上でございます。

○松浦委員長 他にありませんか。

○桑岡委員 委員長。

○松浦委員長 はい、桑岡達夫君。

○桑岡委員 はい、桑岡です。教育長さんに1点ほどお伺いをします。この予算書を見た時に、81ページの貸付金170万円というのが計上なされております。その170万円というのは市長の施政方針の中で14ページに生徒には奨学支援貸付制度の拡充を図ると、このように書いてございます。170万円という数字はあまりにも小さいし、どうだろうかという懸念をする

わけでございますが、この奨学資金制度の予算がこれ以外に名目を変わって何かに計上してあるんならそれを教えていただきたいと。そして170万円が該当するならば、これの根拠をお聞かせ願いたいと思います。

○松浦委員長

答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

お答えをいたします。このご指摘のように170万円といえますのは安芸高田市奨学金に関わる金額でございます。今年度の拡充を図って参りたいということにつきましては、一つは先般説明させていただきましたけども、合併を控えましてですね、周知が十分できていなかったということが一つありますので、できるだけ多くの人にそのことを周知して考えてもらいたい。もう一つはこれまでに、合併前にありました中で、高校奨学金としてありましたのは向原町と甲田町のみがあったわけでございますので、これを全市に広げていくという意味で拡充という言葉を使わせてもらっていると。安芸高田市として拡充させてもらうというのは、2町しかなかったものについては、全市でこれを利用できるようにさせてもらうという、2つの意味を持たせてもらっているようにご理解いただきたいと思います。

○松浦委員長

はい、質問を許します。桑岡達夫君。

○桑岡委員

先ほど申しましたように、この施政方針の中に市長さんは高等学校などと書かれております。「など」というのは高校生だけでなくして幅広いものがあるのではなかろうかなと、このように思います。そうした中で、僅かな170万円というような計上では私はどうであろうかと、このように思います。そして、過去2年になると思いますが、以前に奨学資金でも貸付でなくして給付というのがあったような記憶をいたしております。その制度がなくなりまして、今回安芸高田市としてこの制度を設けられたと、このように解釈をするわけでございますが、過去の甲田、向原、この2町でどのくらいあったもんか、参考までに教えていただきたいと思います。

○松浦委員長

答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。今持ち合わせている資料がございませんので、ちょっと休憩をいただきたいと思います。

○松浦委員長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時21分 休憩

午後5時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦委員長

再開いたします。

答弁を許します。教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。お答えをしたいと思います。学校教育課長が資料を持って参っておりますので、その方から説明をさせてもらいたいと思います。なお、高等学校等といえますのは、中等教育学校の中でも後期の部分、高等学校でございますね、中学校と高等学校が一緒になった学校。中等教



育学校というのができておりますが、それで中学校でなしに高等学校の方に対する奨学金と、あるいは短大とか、大学とかいうのも含めておりますので、高等学校等奨学金という名前が付いておるといふふうにご理解いただきたいと思います。それでは過去の部分について説明をさせます。

○松浦委員長 それでは、答弁を許します。杉山学校教育課長。

○杉山学校教育課長 それでは、過去の関係でございますが、今手元に持っております資料によりますとですね、一応旧町の関係の分は81ページの中にですね、負担金補助及び交付金という項目があるわけでございますが、その中へ含んでおります、高校大学に進学してまだ卒業してないという生徒につきましてはですね、新市の予算書の中の経過措置分として計上させていただいております。それで経過分については353万4,000円でございます。その内訳が同和奨学金が14名で204万6,000円、それから甲田町でやっております育英奨学金が5名で124万8,000円、それから向原町の関係は福祉担い手奨学金というのがありまして、これが2名で24万円を経過措置分として計上させていただいております。以上が旧町の関係の新市での継続分の金額でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○松浦委員長 はい。続いて、桑岡達夫君。

○桑岡委員 はい、桑岡です。もう1点参考までに聞かせていただきますが、今回この170万円を計上なさることについて、大体何名ぐらいで、一人頭なんぼの金額というのを算出されたと思います。これも参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○松浦委員長 はい、杉山学校教育課長、答弁を求めます。

○杉山学校教育課長 旧町の合併協議会の教育専門部会におきましてですね、これは積算した予算額でございまして、一応15名程度ということで170万円を計上しております。この奨学金につきましてはですね、3月10日に安芸高田市の4月広報へ掲載して全戸配布をさせていただきまして、それと市内の各中学校6校の校長宛にですね、卒業生についてこの制度を活用してもらおうようにと。それと併せて市内の3高等学校、吉田、向原、高宮高校の校長に対しましても、依頼文書により啓発をした結果、一応6件の申請があったということで、今審査が済みましてですね、今決定通知を送っている状況でございます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○松浦委員長 続いて議案第37号の内、監査委員事務局に関わる部分につきましては、午前中に総務部長からの説明がありましたので、次に進ませていただきます。

○松浦委員長 続いて議案第37号の内、出納室に関わる部分を議題といたします。収入役から要点の説明を求めます。

収入役、藤川幸典君。

○藤川 収入役 失礼します。収入役室会計課の予算の説明を申し上げます。  
41ページをお願いします。会計管理費ですが、475万5,000円でございます。報酬は非常勤事務員の報酬で主なものは旅費負担金は都市収入役会会計課長研修時のものでございます。また、需用費につきましては決算書指定請求書等でございます。役務費につきましては金融機関の手数料でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○松浦 委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。

○松浦 委員長 続いて議案第37号の内、議会事務局に関わる部分を議題といたします。  
議会事務局長から要点の説明を求めます。  
増本事務局長。

○増本事務局長 この席からご無礼をいたします。資料の予算書の39ページをお開き下さい。歳出の冒頭でございます1款1項第1目の議会費でございますが、説明覧にございますように、議員人件費、11月までの73名、12月から3月までの22名の人件費2億2,177万4,000円、並びに6名の一般職員人件費4,647万2,000円並びに議会運営費につきましては、主なものは需用費の397万円の内、議会だより印刷発行並びに図書追録、それから委託料395万4,000円は会議録速記委託、それから19節の負担金補助及び交付金の258万4,000円につきましては、全国及び県の市議会議長会負担金等が主なるものでございます。以上、議会事務局からの要点の説明を終わります。

○松浦 委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。

○松浦 委員長 以上で本日の審査日程は全部終了いたしました。  
次回は各小委員会の審査終了後、7月13日午前10時から開会をいたします。  
本日はこれにて散会といたします。  
ご苦労でございました。

~~~~~

午後5時31分 散会